

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第二十号

昭和四十五年四月三日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 奥田 敬和君

理事 佐伯 宗義君

理事 田村 元君

理事 地崎三郎君

理事 坊 秀男君

理事 森 美秀君

理事 平林 剛君

理事 美濃 政市君

理事 伏木 和雄君

理事 小林 政子君

理事 金子 一平君

理事 村上信二郎君

理事 広瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

理事 木村武千代君

理事 坂元 親男君

理事 高橋清一郎君

理事 丹羽 久章君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 堀 昌雄君

理事 貝沼 次郎君

理事 二見 伸明君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

大蔵省関税局長 上林 英男君

通商産業省企業局立地公害部長 柴崎 芳三君

委員外の出席者

国税庁直税部長 佐藤 健司君

国税庁間税部長 中橋敬次郎君

農林省農林経済局国際貿易関税課長 平林 義男君

農林省畜産局参事官 斎藤 吉郎君

農林省蚕糸園芸局果樹課長 千野 知長君

通商産業大臣官房審議官 成田 寿治君

大蔵委員会調査 末松 經正君
室長

四月二日

金融機関が中小企業者に対して金銭の貸付け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に関する法律案(春日一幸君外二名提出、衆法第一六号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○金子(一)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長所用のため、その指名により私が委員長職務を行ないます。

物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、關稅定率法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平林剛君。

○平林委員 物品税の現行課税方式につきまして若干これを改正する必要があるとして、この点についてきょうは問題を提起したいと思っております。

私の見解に入る前に、いろいろと政府のほうからこれを取り巻く客観的な情勢につきまして、資料を中心に御説明をいたしておいたほうがよいかなと思いますから、前提として若干の質問をいたしたいと思います。

物品税の最近の事情についてまずお伺いをいたします。第一種、第二種の区分は必要とされています。この二、三年物品税はどんな推移をたどつておるか、まず総括的に御説明をいただきたいと思ひます。

○細見政府委員 物品税の主要な税収のもとになります品目は、一貫いたしまして大体電気製品あるいはそれに類似したようなものを中心になつてまいり、あるいはまた自動車とかオートバイといったような生活の向上に見合つて必要になる、いわゆる便益品というものが中心になつて

税収の中の主要な割合を占め、またその伸びも一番大きい。沿革的に物品税が始まりましたころの奢侈品課税というように意味合ひは、税収の上では漸次消えてきておるといふのが実情でございます。

○平林委員 税額についてちょっと御説明をいたしたい。

○細見政府委員 四十一年から便宜申し上げてみたいと思ひます。億円で申し上げます。四十一年の収入額が千三百六十九億、それから四十二年が千八百二十三億、それから四十三年が二千四百四十九億、四十四年が二千九百四十三億と、四十五年の伸びは対前年で約一七%程度の伸びを見ております。いまの数字は四捨五入して収入額で申し上げておりますので、したがひまして、課税額は別途大きくなつておるわけであります。

ただこの中のウェイトであります。現在では小型自動車が一番大きくなりまして三七%、それから小型テレビが一八%というものが主要なもので、あとぐつと落ちまして、小型冷蔵庫などが三・八%、ルームクーラーが三・一%、貴石、半貴石の類が三・九%、ステレオなどが三・九%といふのがおもなものであります。それらのうち構成比で大きくなつておるものが伸び率においてもやはり全体をリードするような形で、たとえば小型乗用車でありまして二〇%の伸びであるとか、小型テレビでありまして一五・五%の伸びという

ような形で、ウェイトの大きいものが伸びも大きいというように形になつております。したがひまして、これを上位十品目と申します。十グループに分けて税収を見ますと、それで八〇%をカバーするというような結果になつて、先ほども申し上げましたように、いわゆる便益品を中心とした課税という形になつておるわけであります。

○平林委員 物品税のいま果年の比較をお尋ねしたのでありますけれども、ここ三、四年非常に税収の伸びがふえておまして、四十一年から比較をいたしますと、もう二倍をこえておるくらい異常な伸びであるといふことがわかると思ひます。昭和四十五年は三千四百四十三億でございます。これを現行の第一種、第二種、第三種、こういうふうに分類いたしますと、どんなような状況になつておりますか。

(金子(一)委員長代理退席、委員長着席)

○細見政府委員 正確な計算は後ほどいたしますが、達観で申し上げまして五%を若干切るようなことになるのじゃないかと思ひます。第一種を申し上げますと百八十六億、二種が三千二百九十四億という数字になつておまして、第三種が二億——約三億円というふうな、合わせて課税額三千四百八十三億というふうなことになっております。

○平林委員 物品税昭和四十五年度の税収見込み三千四百四十三億円を第一種、第二種、第三種と分類をいたしますと、第一種は百八十六億、第二種が三千二百九十四億、三種というのにはマッチが主体でありましてわずかに二億円、こういう分類がされるわけでございますが、課税の対象の納税者

数といえますか、物品税の対象納税者数、これは製造とそれから小売り、合わせてどのくらいになるか。そしてまたそれが小売りと製造というふうな状況はどうなるか。この実情はいかがでしょう。

○中橋説明員 たいだいま主税局長から御説明がございました物品税の課税高につきましても納税者数でございますが、第一種の物品税の納税者数は、四十三年度末におきまして、本来そういう物品を扱ってある業者数が約四万五千でございます。そのうち第一種課税の事績がございましたのが約二万三千でございます。二万三千が御質問の納税者数ということになります。それから第二種物品の納税者数は約一万九千でございますが、そのうちで課税事績のございましたのが約九千でございます。それから第三種の納税者といいたしましては、課税事績のございましたのが約百でございます。

○平林委員 たいだいまのお話によりまして、小売りまたは製造業者を合せて、対象者が四十三年度で六万四千ありまして、そのうち実際の納税者数のお話がありました。これで第一種の税額百八十六億に納税者二万三千人、第二種は三千二百九十四億に納税者九千人、こういうことをお示しにされたわけでありまして。

さて次にお尋ねをいたしたいと思いますのは、業種別所得階級の分析なのであります。実はこの間大蔵委員会東京国税局管内の税務署を視察いたしましたときに、たいへんおもしろい資料を私入手いたしましたので御紹介をしておきます。

大体業種別、所得別分析を芝の税務署がやっております。いろいろのこまかい業種で、たとえて言いますと大工工事——大工さんというのはこの値段が高くなったから、家を建てる時にみな手間賃が上がつて困るなという感じがしたと思つてながめていたのですけれども、申告など見ますと大体年間所得百万円以下という人が一〇〇%なんです。芝あたりあまり大きな大工さんがいないと見えます。

〇〇%が百万円以下なんです。大どころで言いますと、洋服をつくる洋服製造という商売、これは百万円以下の所得の人が九〇%程度を占めておる。その次に菓子小売りの小売りをやっているお店、これが百万円以下の人が九四%を占めている。その次に日用品の雑貨小売り、これが百万円以下が九六%、第二位を占めるわけです。それから食品の小売りが百万円以下九〇%、食堂が百万円以下の階級に属してあるのが八九%、それから喫茶店が同じく八九%、あまりデラックスな喫茶店がこの管内にないといえる。中華そば屋が百万円以下が八三%、そば屋もありもうからない。食肉の内臓小売りが八九%、もう各業種別の所得階級別の分類がありまして、非常に興味深い資料なんです。

そこで、私がこれから取り上げようといいたします時計商ですね。店によっては貴石、半貴石、貴金属製品などの販売もやっておりますけれども、主として時計商、これは税金ながら芝税務署管内のデータの中に入っていないのですから、どのくらいの階級に、所得別階級に属するだろうかという点を知りたいと思うので、国税局でけっこうです。具体的資料があればあれですが、なければ感觸をちょっと聞かしていただきたいと思います。

〇佐藤説明員 いまお話しになりましたのは、おそらく個人の営業者の課税状況だろうと思ひます。実は全体としましては、法人、個人両方に分かれておるわけでございます。その業種によりまして法人形態の相当多いものもございます。そういう点で、全体の営業の所得把握状況といううなものがそれだけではわからないわけでございます。いままお尋ねは時計の小売りの関係だろつと思ひますが、これにつきましては、芝税務署におきましては業種別管理をやっておりますので、もし時間的な余裕をお与えくださいなれば、調べましてお手元に御報告申し上げたいというふうに思ひます。

〇平林委員 具体的を資料でなくとも、感じているのです。

〇佐藤説明員 どうも最近の状況としましては法人になつておるものが相当ございまして、全体の感觸を申し上げるだけの資料を持ち合わせておりませんので、御了承願ひたいと思ひます。

〇平林委員 最近、新聞の報ずるところでは、時計の小売り商の斜陽化が伝えられておる。経済記事にもなつておることは御承知のとおりです。あなた方もごらんになつておると思ひます。全国の時計小売り商の実情は、私はある程度斜陽化の傾向がある、こういうふうに見ておるわけでございます。したがつて、先ほど私が個人別の例をあげましたけれども、特殊なものは除きまして、大体いまあげた青果物小売りあるいは食料品小売り、日用品小売りなどの業態とは似たような感じがするのですけれども、非常にかけ離れた認識だとお考えになりますか。

〇細見政府委員 いま芝の税務署の所得税の納税階級についていろいろお話があつたわけでありまして、もう御承知のように、これは所得税の納税者でありますので、現状におきましては、所得が年百万とかあるのは二百万くらいになりますと法人になつたほうが現実的に有利だということ、こういうふうな数字が出てくるというの、むしろ百万円以下の人たちがたが所得税の納税者であるというところを端的にあらわしておるわけでありまして、特に洋服などにはいたしまして、御承知のようにあそこは下請職人的な洋服屋が集まるようなところであるわけでありまして、したがいましる人、それから商売でありますから非常に隆盛になつて、それからもうまくいかなない人もあると思ひますが、私も感覚だけで申し上げれば、むしろ店舗が表に並んでおつてわりあひりっぱなのは時計屋じゃないかという感じがいたすわけでありまして、その辺は感覚の問題でございますので、必ずしもそうだとはいへないと思ひます。

〇平林委員 これは具体的な資料を持つて争うべき問題であると思ひますし、またこれから私が議論をしようとするところに、やや私も誘導的だが、あなたも防衛的な姿勢が見られる、こういうふうな感じでございます。しかし、私がこれから取り上げようといいたしますのは、まさしく現行物品税の中で第一種の物品税を課せられておる対象者、特に時計商、若干の貴石、貴金属、金属製品の取り扱いをしておりますけれども、私の感じからするならばそれほど大きな法人ではない。そしてまたその所得階級を考へてみたならば、大きな資本家に属する階級でもない。この問題であります。

第一種の物品税は、先ほどのお話のように百八十六億、これに対する対象納税者は二万三千人、すなわちわずかな物品税を追いかけて二万三千人の人が課税対象に置かれていくということ、は、税務署もそれだけ手がかるということ、意味いたします。これは第二種物品税納税額三千二百九十四億に納税者が九千件というところから考へてみますと、第二種、すなわち製造場課税が徴税の面においても比較的成本も安くつくし、それから税務行政の簡便化という点から見ても、比較の上におきましては第二種の課税方式が有効であるというのが私の常識的な結論なんです。この点について、争ひがありますか。

〇細見政府委員 争ひは申し上げたくないのですが、考へ方として申し上げたいと思ひます。物品税は、課税物品が消費される、その消費に示される担税力に応じて課税するというのが、理屈で言えば消費税の理屈であつたと思ひます。ただ現実問題として、いまお話しのように小売り段階になれば取り扱い業者あるいは納税義務者が非常にふえる、製造段階であればそれがより少数であるということ、特に大量生産に適するようなものにつきましては製造の段階で課税するということ、しかもその製造がある程度の規模の業者でなければ製造ができないというふうなものについては、製造課税のほうが少なくともより便宜である。それから脱税の問題もな

いということですが、非常に多数の業者によって生産され、だれでも比較的簡単に製造できるといふようなものにつきましては、小売りの段階で課税するというのが、消費税の理論として——反対申し上げるのではなくて、理論として筋ではなからうかと思っております。

○平林委員 ちよつと苦しいあれで、理論は別にいたしまして現実の場合、もし貴石、半貴石、貴金屬製品等を製造場で課税する場合には、どのくらい対象になるとお考えですか。

○細見政府委員 現在の課税よりもおそろく十分の一近くにも減るのではなからうかと思ひます。

○平林委員 十分の一というのは非常に抽象的な数字でございます。先ほどお話がありました第一種の対象人員二万三千、このうちの相当部分は時計、いま言いましたものに該当する。これに対して十分の一ということとは二千三百ですが、そんなにあります。私の調査では大体四百四十から二百を欠けるというふうに見ておられるわけなのでありますけれども、いかがでしょうか。そうすると百分の一ということになって、ゼロが一つ違ひやしないか。

○細見政府委員 いま課税になっておりませんので、税務当局としては直接、納税者と課税当局という形で把握いたしておらない、その意味で若干の不正確さは残るうかと思ひますが、私どもは約三千件近いものがあるのではなからうか、こういうふうな踏んでおられるわけでありませう。

○平林委員 国税庁、どうでしょうか。私のほうの調査では大体二百件程度にとどまる、こう見ておられますが、二百件と三千件では十倍も違ひ。大体こういうことを調査しておらないというの——事務のほうの關係でありませうから、あなたこれはやむを得ないでしょう。国税庁さんのほうでひとつ具体的に……。

○中橋説明員 国税庁といたしましては、現在貴石關係の製造場が何件あるかということとは遺憾ながら調査いたしておりませんので、数字を持つておりません。

○平林委員 大体こんな話に食い違ひというのには困る。至急調べてください。三千件と私の言う二百件を制するというのは十倍違ひの。私は、これを要するに税務行政の簡素化の観点、徴税コストの点から考えてみましても、もっと真剣になつてもらなければ困る。

○細見政府委員 いま私どもと平林先生と、このように同じ事実について件数が違ひうらひこの業態は非常に複雑でございます。教えようによつて三千件にもなりませうし、それから非常に大きな、独立して宝石製造業としてやつておられる人たちがとらまされれば確かに少数にならうと思ひますが、およそ製造した人に課税ということ、それが製造場と觀念すれば、私どもの数字でも、もし製造場課税になればもっとふえるというのが実情ではないかと思ひます。

○平林委員 いまのお話でもわかりますように、実際の製造場は二百件ぐらひ。あなたの言われるのは、もしそうなつた場合には、たとへば発注者の中に住居の移動がはなはだしくあつたりするよう、そういうようなことも予想されるというところが言外にあると私は思ふのです。いわゆるぐりといひますかね、そういう意味であなたは三千件というふうにおつしやつたのですか。

○細見政府委員 私どもが關係の業界の方々から聞いておる意見であります、少なくとも東京だけでも三百件ぐらひはあるのじやなからうか。全国の一割ぐらひは東京にあるというようなことから、業界のいわゆる消息通の話として聞いておる話であります。

○平林委員 私も消息通から聞きますところでは二百件ぐらひである。私がこれを取上げておるの、は、税務行政の簡素化、いづれが効率的であるか、また合理的であるかという観点からですか、私は真剣に実態調査を要求したいと思ひます。もしこれを店頭課税から源泉課税という形に移す場合はどうか、私はその問題をきようは提起しておるわけなのでありますから、もう少し嚴肅なる問題として、税務行政の簡素化という

観点から取り上げるべきである。何しろ百八十六億円の税収を得るために二万三千を對象とするところが妥当であるかどうか。私のあげた数字は製造課税にすれば二百件——それはやみだたかもぐり業者、こんなものを数に入れたら議論にはなりません。それは店頭課税にしようとする製造課税にしようとする、もぐり業者の発生はいついかなる時代においても、どんな経済のもとにおいても起こり得ることなんです。それは議論の對象にならぬと私は思ふのです。むしろそれでは、いま時計や貴金屬、宝石その他にもぐり業者があるならば、それを退治するにはどちらが効果的かということ、これを考えれば、現在国税庁あるいは税務署が小売り課税をやつてかけている手間ひま、二万数千件を對象にしてやることを、製造課税ということのごく限られたところに焦點を向けたならば、その余力をもつてもぐりなりその他の退治をすることができる。こういうことを考えますと、いづれが税務行政の効率があるか、合理性があるかという問題なんです。したがつてこの問題は、私はただいまのような抽象論は許されなかつたと思ひます。

○細見政府委員 許されなかつたと思ひます。と考へるわけでございますけれども、その具体的な調査に乗り出してもらいたいということについてのお考えを承りたい。

○細見政府委員 沿革的には小売り課税が非常に長い間、戦前から続いてまいりまして、戦後一時製造課税があり、その製造課税が必ずしもうまくいかないというので、またいわば旧に復するような形で現在の小売り課税になつておられるわけでありませう。しかし小売り課税にいたしましては、執行上いろいろな問題のあることはまさに御指摘のとおり事実でございます。そういう意味で私どもも、新しい事態の推移というものがございませうれば、やはりそれに適応した最も効果的な、税務行政として効率的な行政を行ない得るような課税方式が何であるかということについて検討いたすのはわれわれの責務であると思つておりますので、この問題につきまして各方面でいろいろ議論も

出ておりますから、十分検討してまいらなければならぬ問題である、かように考えております。

○平林委員 そこで実は私、去年同じく大蔵委員会で関西のほうへ視察に参りました。向こうの国税局幹部と懇談を持ちまして、同僚議員もおられて、そのときに懇談の中で、最近の密輸の問題、あるいはいづれもぐりのかばん屋と称する問題、いろいろな話題が出まして、どうも先生、これはむしろ店頭課税よりは製造課税に移したほうがこのうした行為をなくすためには有利でないかと思ひますという意見が、税務行政を担当する方々からの意見でもあつたわけでありませう。これは私は御紹介をしておきたいと思ひます。

最近また京都の府議会におきまして、
「現在、貴石・貴金屬等に課せられて第一種物品税(小売店頭課税)は、モグリ業者やヤミ取引の激化ならびに密輸入の増大を招き、反面正業な中小企業者には物心両面に亘る過大の負担を強い、公正な營業を著しく阻害している。しかも物品税総額の九五%が源泉課税であるにも拘らず、第一種物品のみが小売店頭課税であり、わずか五%にすぎない税の徴収に当たり多大の人員費や行政事務費を要することは、財政上の損失まことに大なるものがある。」
よつて政府は、これらの実情を直視し、中小業者の悲願である小売店頭課税を廃止するとともに、課税方式を源泉課税に改められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。」
これが内閣総理大臣はじめ大蔵大臣、各關係大臣に對しまして意見書として提出される、こういう動きもあるわけでございます。

私はそういうことを考えますと、常識的には、いま真剣に取り組むべき課題であるとお答へがありませう。この際、この課税方式を検討すべき時期ではないだらうかと考えておられるわけでありませう。今日ここに至るまでの経緯を私はある程度承知はいたしております。承知をしております

が、どうも理論的にも合理的にも納得ができませ
んものですから、あえて持ち出したわけでありま
すが、もし現在の店頭課税が妥当なりという御意
見があるならば、ひとつ理由をあげてお答えをい
ただきたい。私はそれに一々具体的に、これはこ
ういうものでありますというのを逆に御返事を
申し上げてもよいと思います。少し討論してもい
いと思っております。その製造課税が妥当である
というより積極的な御意見があれば聞かして
ください。私は、その理由に一つまた再質問して、
どういう御認識であるかということについて議論
を続けてもよろしいと思います。もしなければ、
ひとつこの問題は真剣に政府当局で検討をして、
しかるべき措置をとることを希望したいと思
います。それで質問はやめますけれども、もしあ
りますならば一つ質疑応答をいたしたいと思
います。いかがでしょう。

○細見政府委員 いま平林先生に言われたような
サイドの要望もたくさん出ております。同時にま
た現行の制度のほうがよいという要望も、数から
申せばほぼ同数ほどございます。そういう意味で
放置できない問題ではあります。検討いたしま
して適正な判断をしなければならぬと思つてお
ります。

○平林委員 両方の意見が同数あると言うけれ
ども、絶対数におきましてはあべこべですよ。中小
企業者二万三千と、製造者数、私の数でいえば二
百件近いところでありまして、それは資金力その
他から見て発言のウェイトはあるかもしれませ
んけれども、私はその実際の状況から考えてみて、
ぜひこれは源泉課税にしてほしいという声は圧倒
的に多いということ、これはうんと声を大きくし
て申し上げてよいと思うのです。しかも合理的、
理論的にです。

特に御紹介しておきますけれども、地金に課税
するのは、課税品以外の用にも供されて不当では
ないかという議論もありませんけれども、私はそ
うは考えておられないわけでありまして、地金は、装身
用具に限らず、工業用や学術用、医療用にも使用

され、また免税点未満の装身用具にも使用されて
いるのであります。つまりこれら課税品以外の
用に供される場合には、課税済みの地金に対して
戻し税をするとか、引き取り時に特殊用途免税の
手続をすればよいわけでありまして、こういう議
論から発する反対というのは当たらないと思つて
おります。

また、原石を輸入した場合に、研磨加工後の価
格変動がさまざまであるから輸入の価格に課税す
るのは不当ではないかというような議論もあり
ますけれども、貴石及び半貴石の輸入総額に比較
をいたしまして、原石の輸入額はきわめて少額な
のであります。具体的数字を申し上げてみますと、
昭和四十三年度に貴石、半貴石の輸入総額は二百
七十七億四千六百万円に對し、原石の輸入はわ
ずかに十二億五千三百百万円に對します。だから、
この理論は私は実際上の問題として当てはまらな
いのではないかと考えております。原石につい
ては、研磨加工後の製品に課税すれば捕捉する
のに容易であります。また小規模な零細加工業者
に納税義務が課せられて、かえって弱い者いじめ
にならないかという議論がえてして行なわれがち
であります。しかしそうではございません。物品税
法の第七条第一項によつて、製造課税は下請加工
業者が納税義務者になるのではなくて、その加工
を発注した者が製造業者とみなされて納税義務者
にすることもできるわけでありまして、小規模
な零細加工業者に納税義務が課せられるというこ
とは当たらない。むしろ輸入、卸、こういうこと
を対象にいたしましたならば、税はかえつて公
正に捕捉されていく、こういうふうに見るわけ
でございます。

私はいろいろの観点から、もしこの小売り店課
税が妥当なりという御意見があれば、一つ一つか
くのごとくいろいろの問題につきましまして理論を用
意してまいりました。実情も調べての上の質問で
ございまして、どうかひとつ政府におきまして
も真剣に検討し、しかるべき措置をせられるよう
に要求しまして、このくらいでやめておきましよ

うか。——政務次官、あなたひとつ身がわりに何
か言つていただきたいと思つております。

○中川政府委員 この議論は自民党の中にもある
ようでありまして、先ほど来お聞きしておりまし
て、非常に自信を持って言われておられる、何と
いいますか、貴重な意見であらうと思つていま
す。こちらのほうでも経緯的なこともありますが
し、急に変わるということも支障があるかと存じ
ます。そういう点についてこれからさらに実態
を調べ、推移を見て善処するように、前向きで検
討いたしたいと思つております。

○平林委員 物品税はこの辺にいたしまして、次
に課税の問題について若干お尋ねいたします。
関税定率法の一部を改正する法律案の中に、ト
ウモロコシの関税制り当て制度のうち、二種税率
の引き上げというような改正点がございまして、
私は、この問題に直接の質問ではないのでありま
すけれども、これに関連をいたしまして農林省の
ほうにちよつとお尋ねをしておきたいと思つて
あります。

最近、飼料価格——だいが今度は方面が離れま
すけれども、今度はさです。飼料価格が値上
りをいたしておることは御承知のとおりでござ
います。トウモロコシ、それからマイロ、いろいろ
国際的な事情もあるようであります。ことしの
二月から飼料価格がかなり大幅に値上りを示し
ておるわけでありまして、農林省の方は専門家だか
らこまかいことを申し上げなくてもおわかりだと
思つてありますけれども、こういう状況になつ
ておるわけでありまして。

そこで、現在わが国農業は米のほうに壁にぶつか
りまして、従来の選択的拡大というやうなこと
で、畜産業についてかなり力を入れなければなら
ぬということ、政府も努力をなさつておると
承知いたしておるわけでありまして、この
飼料価格の値上がりというものは、今後の畜産農
業に対してどういふような影響を与えるだろう
か、また、こういうことに対して政府のとりあえ
ずとるべき措置、どういふことがあります

か、これをひとつお聞かせいただきたいと思つて
あります。

○斎藤説明員 先生ただいま御指摘のとおり、最
近配合飼料の価格が値上りをしておるといふこ
とでございまして、これのおもなる原因と申しま
す。いま御指摘のございましたトウモロコシ、コ
ウリヤン、こういうたものが全量輸入というか
うで、その大宗がやはりアメリカに依存して
おるといふやうなことで、今回いわゆるミシシ
ッピ川の凍結というやうな非常に異常な事態が生
じまして、このために買いつけしたものが入つて
まいらないという事情になつております。そのほ
かフレイトのかかりの増大というやうなことが
ございまして、そうしたことでやはり飼料のある程
度の値上げということがやむを得ないという形に
なつたわけでございます。しかし、ミシシッピ
川の凍結も解けてきてこれは旧に復し、これから
常態に戻るという先行きの見通しがあるわけで
ございまして、フレイト等々の値上りがどのくら
い構造的な変化であるかというやうなこと等も
ございまして、まあ当面われわれとしましては推移
を見まして、そういう原因が解消するといふきざ
しが出てまいりますれば強力に指導して値下げの
方向へ持つていく、こういうことで考えているわ
けでございます。

○平林委員 いまお話がありましたように飼料価
格の値上がり、特に輸入の価格につきましてはミ
シシッピ川で起きたことがわが国の畜産に影響
するのですから、世界というのはいかなにかい
へんです。私もこの飼料価格の値上りの傾
向をずっと累年で見つてみますと、あの湾岸スト
が起るとそれによつて飼料価格がぐつと上がる。
中東戦争が起きて上がつています。ソ連が穀
物の大量買い付けをやるとそれでも飼料価格は上
がるわけですね。こういうふうな世界の動き、一
つがはね返りまして飼料価格が上がつたりまた
下がつたりするわけでございます。なかなか日
本の畜産農業というのはいささか容易いじゃな
い。私はそういうことを考えますと、やはりわが国

の畜産の振興という問題が、飼料の自給化の基礎がなくて進められているところ、ところに大きな問題があるんじゃないか。大蔵委員でありますから、そちらのほうはあまり専門じゃございませんけれども、大体そんな感じがするわけでありまして、世界のどこを見ても、飼料の供給を、主として外国にたよりながら畜産をやろうというような国はあまりないんじゃないかと思うのです。この点はいかがなんでしょう。

○斎藤説明員 確かにたまたま先生御指摘の点、われわれ畜産に携わっております者は重大視してまいっている点でございます。根本の議論であるわけでございます。畜産の基礎的生産資材といまして飼料、これについてはやはり国内で、できるだけ良質かつ低廉なものを供給してまいらなければならないわけでございます。ただ御承知のとおり、トウモロコシ、コウリヤンといったような飼料用の穀物につきましては、わが国におきましてこれらの生産性の面からいまして、非常に国際競争力の弱いものでございまして、さらに農家所得の点から見てもこれは非常に収益性が乏しいというふうなことで、こういうものを国内的に大増産をはかつていくということがなかなかつらい面がございます。しかしながら当面やむを得ない面でございますので、輸入に仰ぐということにならざるを得ないわけでございます。これはすべて輸入を自由化したしまして、関税を免除するといったような措置で安定的な供給につとめたいというのが現在のところでございます。

しかしながら、先生御指摘のとおり、やはり国内的の自給度を高めるということは当然考えなければならぬところでございまして、飼料生産の増大と安定的な供給がどうしても必要だという意味で、草地の開発、それから既耕地におきまして飼料作物の作付の拡大といったようなことを強力に推進いたしてまいりますとともに、ただいまのよう飼料穀物についてむずかしいむずかしいということではなしに、今後試験研究の点で一そう強

化をいたしまして、何とか合理的な国内生産が可能にならないかというような点を極力検討、追求をいたしたいという現状でございます。

○平林委員 私それでは、昭和四十四年度の「農業の動向に関する年次報告」と「昭和四十五年度において講じようとする農業施策」というのを大体一晩がかりで読んでみたのですけれども、悪いけれどもよく書くこと書いてないですね。いまおっしゃったような——あなたは大臣じゃないからあれですけれども、よく書くこと書いてないです。特にいま根本的な畜産振興の基本になる問題について何も書いてないですね。何ぼかに使っているかと思つて一生懸命調べたけれども、よくない使つてないですね。百年河清を待つがどとき思ひを私はしました。これじゃ日本の農業の選択の拡大とかなんとかならないほうがいいんじゃないかと思つておきまして、私、別に専門家がやらないからあまりいじめるつもりはないのですが、一応読んでみたけれども何も書いてないから、何をやっていられるんだろうという気持ちで私は抱いたわけでございます。きょうはこれが主題じゃありませんけれども、どうもいまちよと力を入れてもらわなければ困ると思うのです。ちよとお尋ねしておきますけれども、飼料の輸入量はいまどのくらいの実情になっておるのでしょうか。

○斎藤説明員 輸入の合計でまいりますと、昭和四十一年度が八百一十三万トン、四十二年度が八百八十九万トン、四十三年度が九百九十九万トンという数字になっております。

○平林委員 これはトウモロコシその他全部含めての総体的なトン数でしよう。品目別、それから金額ですね。つまり、私は貴重な外貨がいかにこのういものに使われているかということを知りたいのです。

○斎藤説明員 まず品目別に申し上げますと、トウモロコシが四十一年度が三百一十萬トン、四十二年度が三百三十二萬五千トン、四十三年度が四百十二萬八千トンでございます。それからコウリヤン、これが同一の年度で申し上げてまいりますと、二百四十一萬五千トン、二百五十四萬一千トン、二百二十七萬七千トン、それから小麦、これが九十四萬三千トン、百二十三萬三千トン、百一十一萬一千トン、大麦は四十三萬六千トン、五十七萬三千トン、六十三萬四千トンでございます。金額的に申し上げますと……

○平林委員 総体でいいです。

○斎藤説明員 総体で言いますと、ちよとこれと見合います四十一年度が二千三百七十七億、四十二年度が二千七百七十六億、四十三年度が二千九百九十億でございます。

○平林委員 これからの計画としては……

○斎藤説明員 四十五年度の輸入見込みをいたしましては……

○平林委員 全部言つてください。

○斎藤説明員 種類別でございますか。

○平林委員 はい。

○斎藤説明員 トウモロコシとコウリヤンは込みになっておりますのですが、トウモロコシまたはコウリヤンというところで八百四十六萬四千トンでございます。小麦が百二十三萬トン、それから大麦が七十二萬トン、その他八萬五千トン、穀類としましては合計九百三十六萬九千トンでございます。

○平林委員 金額はどのくらいになっておりますか、見込みは。

○斎藤説明員 これは先物でございますので、金額的に幾らという推計はいたるところちよとしかねるわけでございます。

それから続きまして、糖漿類のフスマの輸入が九十二萬九千トン、その他が十四萬五千トン、合

わせますと百七十四萬四千トンというところでござい

ます。

○平林委員 いまあげられました数字から見まして、昭和四十三年で二百九十億円。昭和四十五年はわかりませんが、九百三十六萬トンの輸入ということになりまして、おそらく二千五百億から六百億円に達するのじゃないでしょうか。

少なくとも。あるいはそれをこえるかもしれない。私はこれは国際収支の面から見ても非常に大きな問題だと思つております。大体入れている国はアメリカとかタイとかアルゼンチンとかあると思うのでありますけれども、日本の飼料の供給に日本の畜産の生殺与奪権というのが握られているような感じがします。こうした事態につきまして、私も専門家の外でも心配なのでありますから、日夜農林省は苦勞なされておると思うのでありますけれども、何かもう少しいい手はないでしょうか。抜本的なことを講ずる必要があるのじゃないでしょうか。これはほんとう言うところををかねてもう少しやらなければならぬ問題だと思ひますけれども、せつかくおいでになったのだから、こういうことをやらなければいけないというふうなことをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤説明員 いま先生から御激励を賜つたわけでございますが、なおトウモロコシ、大麦、マイロといったようなものににつきましては、現在海外では市況がわりあい軟調でございます。その面から、非常に来年度経費がかさむのではないかと、これはこれから先行きわかりません。でございますけれども、大体の基調としては軟調だといふことで、ある程度その辺のところは状況が悪いといふことはないのであるかといふうぐあいに思つております。しかし、全体的にはやはりそういうことで買ひ手市場でございますので、その面での節約ということには努力して、適度にいいものを買ひつけていくという形で進めていきたい、かように考えます。

それから、そう言つても全体的にはやはり外国にたよっている以上、日本の畜産というのは単なる加工畜産に終わつてしまふのではないかと、御指摘だろうと思つてございまして、その点につきましては、私ももうそういうことでないやうに、このうち、先ほど若干申し上げました国内での増産といふことは、そういうものへの努力を講じようとする施策は、何もやらないで

ないかと先生おっしゃいますけれども、それなりの努力をされているつもりでございます。さらにいわれる多元的な輸入といいますが、輸入ソースを少しふやすというこの努力で、あるいは後進未開発地域と申しますか、その辺の開発輸入というようにすることもこれからは検討してまいりたい、かように思っております。

○平林委員 いまの点は私大事だと思ふのですよ。一國にたよるといふことになるやばい問題がありますし、先ほど申し上げたように、世界のどこかで何か一つ起きただけでそれがすぐ畜産に影響してくるわけでありまして、そういう波動を防ぐ意味でも、やはり飼料の買い付けという問題については幅を持つという考え方をぜひひとつ実行してもらいたいと考えておるわけでありまして、これはこのくらいにしておきます。

もう一つ、実は、沖縄の返還の問題と関連したくないかよくわかりませんが、グレイプフルーツといふものが今度入ってくることにあります。このごろデパートで売っていますね。えらい高い金額でありますからあれですけれども、グレイプフルーツの自由化についての現状の輸入量、今後の見通しについてちょっとお話をいただきたいと思ひます。

○千野説明員 グレイプフルーツにつきましては、これは暦年でございまして、四十四年に千八百四十トン輸入されております。前年の四十三年は千二百三十三トンでございまして、約六百トンばかりよけにふえておるわけでございます。

○平林委員 すみませんが価格でもちよつと調べてください。トン数だけではどうも興味がわかない。

○千野説明員 価格で申し上げますと、四十三年がラウンドしまして一億五千五百万円、四十四年が二億二千九百万円、こういうことになっております。

○平林委員 四十五年の見込みはどうですか。
○千野説明員 四十五年は、従来の輸入量の漸増方式といふことからいたしまして、やはり若干の

増加を見込んでおるわけでございます。

○平林委員 漸増方式といふと、四十三年から四十四年までに約六百万トンふえたのであるから、大体としも六百万トンくらいふえる、こういうふうなのが漸増ですか。大体の方向はどのくらいのこととおっしゃっていただけます。

○千野説明員 グレイプフルーツにつきましてはオレンジと一緒にしまして、一つのものとして輸入量の割り当てを行なつておるわけでございます。したがって、同じ割り当てをいたしまして、そのときの輸入業者の考えからオレンジを主体にするとか、あるいはあるときはグレイプフルーツを主体に入れる、その辺は輸入業者の考え方にかつてくるわけでございます。近く通産のほうから上期の輸入割り当てが発表されるわけでございますが、現在上期の数量をどのくらいにするかということにつきまして、通産、農林の間で検討を行なつておる段階でございます。

○平林委員 グレイプフルーツの自由化につきましては、私も実は政治的な意味でも異常な関心を呼んでおたわけでありまして、同時に国内産果樹に対する影響、これもいまお話しのように漸増方式でもつてまいりますと、初めのうちはあれですけれども、次第に国内産果樹に対していろいろな影響を与えてくるのじゃないだろうかという不安があるわけでありまして、そういう点から考えますと、政府のほうとしてはこうしたくだもの輸入に伴う国内産の生産者に対してどういうようなことを考へておられますか、その措置について具体的にどういふことがあるかということをお話をしたいと思ひます。

○千野説明員 グレイプフルーツにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、ここ数年若干ずつ輸入量が増加しておるわけでございます。四十五年におきましてもある程度これはふやしていかざるを得ないという立場でございます。これは昨年の十月の経済関係会議におきまして、アメリカが日本の温州ミカンの輸入量、輸入地域を実質的に拡大する、そういう了解のもとに、わ

が国といたしましては四十六年末をめぐりにグレイプフルーツを自由化したという話し合いが行なわれました。その結果十月十七日の閣僚会議でそういう方針が決定されておるわけでございます。

グレイプフルーツが自由化された場合に、主としてわが国のかんきつでございますが、どういふ影響が来るかということにつきましては、主たる影響はナツカン等のいわゆる雑かん類だろう、こゝろ見られておりますので、一体自由化した場合にどのくらいの価格関係になるかということにつきましては非常に予測のむずかしいところでございますが、業界筋の見るところですと、現在のところ大体小売り二百円から三百円くらいいたしておりまして、それが自由化後は百三十円から百五十円くらいにはなるのじゃないか、こういうふうな業界筋では見ているわけでございます。いづれにいたしまして、そういう輸入自由化によりましてわが国の果樹生産者に与える影響というものが出てまいります。それをできるだけ緩和し、最小限にとどめようということがおるわけでございます。

そういうことで、輸入にあたりましては、わが国のナツカン等の主要出回り期には季節関税をかけるということも申し入れてありまして、なお国内的には向こうのものと太刀打ちできる力をつけなければならぬということで、四十五年度予算でナツカン等の再開発について、つまり生産性の低いようなナツカン園を、今後需要の伸びる種類、系統に植えかえると同時に、基盤整備をやりまして、高性能な農業機械を導入して、高い生産性の向こうと太刀打ちできるような生産性を確保するような体制も考へる。またそのほか品種更新事業あるいは今後新しい需要を確保する、果汁の面の消費の拡大をはかつていくということで、冷凍、濃縮、これはアメリカあたりでは一般に普及しているわけでありまして、わが国といたしましては初めてであります。そういう工場の建設、そういういったものについての補助をいたしたいという

ことで、ただいま予算をお願いしておる段階でございます。

○平林委員 もう一つは、今回の法律の改正の中に、四十六年度に果実全般の関税率の体系を再検討するといふような考え方があるのですけれども、これはどういふことなんでしょうか。バナナの関税率の問題でだいぶ議論したことがあるのでありますけれども、国内産果樹はやはり農業の選択的拡大、畜産とともに重要視すべき段階でありましてのにかかわらず、関税率の関係から果実全般の体系を再検討するなんということになりましたと稲やかじやないものでありますから、どんな腹を持っておられるのでしょうかということをお聞きして、政府の考え方をひとつ御説明いただきたいと思います。

○上林政府委員 ただいまお話がありましたのは、来年度の関税率改正に伴ひまして、関税率審議会におきます附帯決議でございます。その経緯を申し上げますと、いまお話しがございましたバナナにつきましては相当いろいろな議論が出たわけでございます。バナナの関税率はたいてい六〇％でございます。これはわが国の関税体系から見ると高過ぎるのではないかと、これをできるだけ引き下げるように努力をし、こういう御議論が非常に強うございました。しかしまた一方バナナを取り巻きます環境を見ますと、バナナが自由化をいたしましたから非常に輸入も伸びておりますし、価格もむしろ下がつておる、そういうような状況でもございまして、そのほかいまお話しがございましたようないろいろな問題がある。そこで来年度の改正におきましては六〇％の関税を据え置いてよろしいが、それともやむを得ないものと認められるけれども、今後そういうような努力を続けるべきである。なお、たまたまいまお話がありましたようなグレイプフルーツを四十六年末に自由化することの対策なども考へねばならない、そういうような環境にございまして、いわば果実について、果実関税がどうあるべきかということももう

一べん、バナナ関税とも関連をしていろいろと検討をしないさい、そういうような御趣旨の決議が関税率審議会で行なわれた、こういうことでござい

ます。
○平林委員 これはいずれにいたしましても国内産果樹育成のためには無視し得ない動きでありまして、私も慎重に取り計らってもらいたいと思

います。
きょうはこの程度にいたしておきますが、いずれにしても、今日わが国農業の現状から考えま

○毛利委員 堀君。

○堀委員 実は私は、これまで当委員会におい

て、物品税の基本問題、いろいろの税の中にお

る不均衡、不公平の問題等がつまびらかにされ

るに支障を来さないように、十分御配慮いた

す。
○細見政府委員 あらゆる税がそうでありま

す。
○堀委員 そうすると、現在物品税の対象にな

る、こゝういふことにならうかと思ひます。

○細見政府委員 治革的に課税が行なわれてお

る、したがってその性質を裏から見れば、一般

○堀委員 私はいまの点同感でありまして、一

いえば、われわれが日常使つておることばで

するわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

あるというわけでありまから、それだけの法的根拠と

物品税を課税しているのは実は治革だけではな

い、したがってその性質を裏から見れば、一般

○堀委員 私はいまの点同感でありまして、一

いえば、われわれが日常使つておることばで

○堀委員 私はいまの点同感でありまして、一

いえば、われわれが日常使つておることばで

○堀委員 私はいまの点同感でありまして、一

いえば、われわれが日常使つておることばで

○堀委員 私はいまの点同感でありまして、一

いえば、われわれが日常使つておることばで

ぜいたくという表現は、そのときの消費水準によつて、かつてはぜいたくだと考えられておるものが今日はぜいたくではないと国民が考へるといふ、一般的国民常識というものがこの奢侈的なものの一つのものさしになっておる。その点はさきあなたが御指摘のとおりであります。まず第一点としては、そういうぜいたく品といふものは奢侈的なものに課税をする、私は、これは当然さうであつていいと思ひます。ところが、これらの中に、さつきお話をあつた便益的なもの、こういうのがありましたけれども、この便益的なものといふのは、そうするとどういふふうな規定すればいいのでしようか。

○細見政府委員 奢侈的とはまでは至らないのであります。通常の消費よりもより高度と申します。質的によりよいサービスなりあるいはよりよい消費者に対する満足を与えるもの、かように考へるべきだと思ひます。

○堀委員 そうすると、日常使用する日用品といふんですか、そういうものがまずある、その上にいまの概念でいくと便益的なものが一応ある、その上に奢侈的なものがある、こういうふうないまの消費を一応概括的に区分をすることができ、こういうことになりませんか。

そこで、こゝでひとつ抽象論議をさせておいて、いまの問題を具体的に少し考へてみたいと思ひます。

その具体的にもを考へる場合に、さつき私がちよつと触れた原則の中で、この間ちよつと私が乗用自動車について発言をいたしましたときに、主税局長の答弁は、乗用自動車に乗ることは奢侈的であるという表現が実はあつたわけです。私はあの日は時間がありませんでしたからそこまでにしたわけですが、いまタクシーに乗つて歩くといふのは日常必要の行為なのか。要するに、それよりはぜいたくな便益的な行為なのか、あるいは奢侈的な行為なのか。いま主税局長は、タクシーに乗つて歩くといふのはいまの三つのカテゴリのどれに当たるのかをちよつとお答え願ひたい。

○細見政府委員 私はたしか便益的と答へたつもりであつたのですが……。現在もう一度答へるとおつしやれば、便益的だと思ひます。

○堀委員 それでは、いまたいへんレクリエーションが盛んになってきました。そこでたくさんの人がいまレクリエーションに行きますけれども、レクリエーションにライトバンに乗つていくのは、いまの三つのうちのどれになるのでしょうか。

○細見政府委員 レクリエーションといふものをどう考へるか、一週間の緊張をほぐすために絶対に必要なものであるといふふうな観念すれば、レクリエーションそのものは一種の生活必需品であると思ひます。ただその場合に、電車に乗つていくかライトバンで行くかというお話になれば、ライトバンのほうがより便益的であることは間違いないと思ひます。

○堀委員 ですから、私は、いまの便益的といふ問題も、スタンダードの置き方によるのではないかと、こういうことだと思ひます。電車に乗つていくのと比べるとライトバンで行くのは便益的である。しかし、その便益的なものであるけれども、ライトバンは物品税としては非課税である、こういうことですね。

○細見政府委員 ライトバンの本来の役割りと申しますのは、むしろ衣料品とかなんとかの物を輸送する、いわばトラックに近いものというふうな観念で、現在の物品税体系は構成してあるわけでありまして、ただ用途が用途外に使われることは、もちろんトラックでまゝとつてレクリエーションに行くようなことだつてできるわけでありまして、そういう意味の用途外の用途はございませうけれども、一般的には貨物輸送により近いものだといふふうな考へます。

○堀委員 私は、いまタクシーに乗つていろいろな用事を果たすことが、今日のいまの水準——いまから十年前の水準は別でありましようけれども、今日の水準では、場合によつて便益的なものもあるけれども、場合によつては相当日常的なもの

の、必要欠くべからざる日常的なものがあるという判断をしておるわけです。

そこで、いまのものは一応その前段でありますけれども、この考へ方、要するにいまの物品税の場合には、考へ方としてはどうも營業用に関するものは非課税という考へ方が、非常に原則的に流れておると思ひます。そこで、物品税を項目別にちよつと分類をしながら、時間が少しかりますけれども何つていきたいと思います、まず最初に、非課税物品といふものが定められておる原則を個別的に少し何つておきたいと思ひます。

「第一種の物品」、「一 貴石及び半貴石のうち」、「云々」といふ項目の下に、「品目欄に掲げる物品のうち、理化学用、機械の軸受け用又は蓄音機針の用に供するために形作つたもの」は非課税物品になつています。「水晶のうち、印材用に供するために形作つたもの」が非課税になつています。この前段のほうと後段のほうは、非課税物品を規定する上におけるもの考へ方としてはちよつと違ひがあるように思ひます。この(一)のほうの非課税物品とした理由、(二)のほうを非課税物品とした理由について、ちよつとお答えをいたしたいと思います。

○細見政府委員 いろいろな考へ方がございまして、(一)のほうのものにつきましては、いわゆる装飾用といふようなものでなくて、文字どおり理化學用として必要なものという意味ではございまして、わけでありまして、水晶のほうは、いわば水晶の印鑑といふのは大衆消費財だといふ考へ方でありまして。

○堀委員 そこで、さつき平林君がいろいろ議論しておりました中で、そのことはあとに触れるわけでありませうけれども、確かに貴石その他は、これはだれが見ても一番奢侈的な品目ですから、これに課税することは適當であるし、いまのような形のもの非課税になるというところについては、非常に不つきりしておると思ひます。

その次に、第一種の物品の番号三で、「貴金屬製品及び金又は白金を用いた製品並びに貴金屬を

めつきし、又は張つた製品」といふのの中で、「照明器具のうち、神仏用に供されるもの」として特殊な性状、構造又は機能を有するもの、これはあとずつと調べてみますと、神仏用に供するものといふのは全部ほとんど非課税になつてゐるのですね。一体この神仏用を非課税にするという理由は何なのか、です。

○細見政府委員 人間の物質生活と申すよりはむしろ精神生活につながるもので、奢侈とかあるいは消費とかいふ概念になじまないものだ、かように考へます。

○堀委員 これは一体いつごろから課税品外になつたのでしようか。

○細見政府委員 神仏用、礼拝用のいまの照明器具は二十六年から非課税になつております。

○堀委員 いまあなたは照明品のほうで話をしたのですけれども、いま私はまだ照明品までいかなないので、貴金屬のほうを言つておるわけですが、全部そうなることは間違ひでしよう。そのときに非課税にしたことは間違ひでしよう。そこで、貴金屬を使つて一万五千元以上のものは、神仏用であろうとも奢侈品じゃないかと私は思ひます。要するに、神仏用といふものだから国民の所得の階層によつていろいろあるわけですから、私も仏壇に行つてみますと、何十万円という仏壇が現実にあるわけですね。たいへん高額な仏壇です。普通の家庭ではそんな何十万という仏壇は置いておられない。一般的にわれわれが見るところでは、貴金屬を使用したものといふのは普通あまりないのですが、おそらく神仏用といふのも奢侈品とみなされるものとそうでない便益品、日常品とあるうちは私は思ひます。これが昭和二十六年、たいへん古いことではあります、なぜそういうことになつたのか。

もう同じことですから照明のところへいきますが、照明のところにもいきますと、「卓上用の電氣スタンド 一個につき二、四〇〇円」、「その他の電氣スタンド 一個につき五、五〇〇円」、これは製造者価格において実は免税点があるわけだ

ね。ということは、大体製造者価格と小売り価格で考えてみればほぼ倍近いのじゃないか。わかりませんけれども、ほぼ倍としてみると、卓上用電気スタンドが約五千円くらい、それからその他の電気スタンドが一万円をこえる、それが先税点があつて、なおかつ神仏用は貴金属を使つておつても非課税になる。これはやはり思想的には私はこれからでべん——昭和二十六年に非課税品にしたからといへども、奢侈的な消費を抑制したほうがいいということは、私は今日といへども何ら変わつていないと思ふのです。それらの物品が生産に合理的に使われるということならともかくも、そういう特殊なことの目的に使うためには、やはり神仏用といへども多少問題があるのじゃないか、私はこういう気持ちがあるわけですが、あとからこれは政務次官にも伺いますが、主税局は一体どう考えますか。

○細見政府委員 先ほど申し上げましたように、現在の物品税のかかつておられますものというのとはどちらかといへば個人の消費、しかもその消費は普通の消費よりも若干高度なものだということにしようとして考へてゐる。その過程で、この立案をいたしました当時並びに現在われわれが同じように考へておられますのは、人間の神仏崇拝といううな、精神的な部門につきましてまで物品税の問題を持ち込むのはいかなものかという配慮はやはりそれなりに要するのではないか、かように考へておるわけでございます。

○堀委員 現在の日本の憲法というのは、大体宗教にはニュートラルになつてゐるのですよ。本来的にニュートラルです。だから憲法の定めるところに従えば、私も便益品までかけると言ひのじやないのですけれども、少なくとも国民常識として、そういう貴金属によつて異常な高価格のものまで免税点を設けるとか非課税品にするという発想は、これは国民が日常に消費をしてゐるものにする税がかかつておるといふ思想的背景から見れば、やはり課税上の不均衡の問題として、これは国民は知らないからそれで済んでおると思ひま

すが、これは多少問題があるのではないだろうが、私はこういう気がするわけです。政務次官どうですかね。課税上の不均衡、公平の原則——私は何も宗教自身を否定するわけでも何でもありません。しかし、少なくとも現在の憲法は、政府は宗教については中立的だということが規定されておるわけでありまして、その限りにおいては、あなたはこれをどう考へるかですね。

○中川政府委員 確かに憲法問題からいつても、特定の宗教に国が、何と書いてありますか、便益を与へてはならないという趣旨からいつても若干、「神仏用に供されるもの」という書き方はいかかという気がいたします。またこれに税金をかけないという問題については、当時の情勢とは若干変わつてきておりますし、やはり検討の時期ではないか。特にスタンドの比較の話がありました。だが、なるほど同じ照明であつても、勉強するに必要なスタンドにかかり、仏さまの照明にはかかる、しかもせいたく品が見受けられるというところになると、若干考へなければいけないのではないかと。しかし素朴な気持ちでいうと、仏さまに使うぐらゐのものは——日本の歴史的な仏さま、神さま、公明党の人であるならば何かがあるんだらうと思ひますが、いろいろのそういう信ずる宗教ぐらゐのものには——これは神仏に限つたことではないわけですが、そういう国民的感情もあるんじゃないかといふ気もいたします。なかなかむずかしい問題だと思ひます。

○堀委員 いま政務次官が言われたように「神仏」と書いてあるんですよ。これはすでに憲法上ちよつと問題があると思ひます。宗教用と書いてあるんなら話は別ですよ。要するに神と仏はいないけれども、その他の宗教に関するものはこれは課税されることになるんだ。それではどうしますかこの際、まず宗教と書き改めますか。大体これはキリスト教の者がもし使つていたら、これは神仏にならぬでしょう。どうです。

○細見政府委員 神仏と申しますのは、キリスト教の神あるいは回教の神を含めて、すべてが神は

神、仏は仏でございます。

○堀委員 何にしても、要するに私は、税というものはある程度そういう配慮が必要な点を認めますけれども、しかし本来的に、課税するというものはこれは経済的行為なんです。経済的行為ですから、経済的側面と国民の日常生活との関係、だから私も便益的段階にまで課税しろとは言いませんが、少なくとも明らかに奢侈的なものがそういうことに名をかりて非課税になつてゐることに指摘をいたしておきます。

たぐさんありますが、少し先へいきまして五番の毛皮製品では、非課税物品は「品目欄に掲げる物品のうち、うさぎ又は羊（ベルンヤ羊、アストラン羊その他これらに類する羊を除く。以下この表において同じ。）の毛皮で作つたもの」、このうなつていますね。そこでこのウサギといふのは、これは確かに毛皮といふに似てはいますが問題は、これは確かには、羊の皮は非課税にすゑる。そうするとあとは、たとえば豚の皮は課税になる。こゝらの問題、なぜ羊が非課税になつておるのか、これをちよつと伺つておきたいのです。

○細見政府委員 消費の態様が変わつて、豚の毛皮でコートができれば、おそろくそのときは課税の問題が出ましようが、いまは豚の毛皮のコートといふのを私は知らないでございます。

○堀委員 いやいや、私が聞いてゐるのは豚のことを聞いてゐるのじゃないのです。なぜ羊が非課税になつてゐるのかといふことを聞いてゐる。

○細見政府委員 これは大衆消費財であり、農家の副業を保護するという態度の両方——羊の飼育を奨励する措置などが、ちよつとこの改正のころ、三十七年でございしますが、このときにいわれておりました、そういうことでウサギ、羊といふ、主として日本の農家でも飼育できるものである、しかもその消費は大衆消費的なものである、そういう両サイド、産業政策的なもの大衆課税をはずす、両方のものが入つておるといふことでございます。

○堀委員 羊の皮といふのはいまやずいぶんコート類に使われておるのです。あなたもそれはもう品目的に御承知だと思ひます。いま国内で羊を飼つてその毛をとつたりいろいろしているというののは、一体何頭ぐらゐ飼育されてゐますか。

○細見政府委員 質問を予期しておりませんが、後ほど調査いたして……。

○堀委員 私の承知してゐるところでは、今日羊を飼育してゐるものは、あるとすれば例外だと思ひます。昭和三十七年のときそんなことがあつたのかもしれませんけれども、今日の農村はそういう情勢にないと思ひます。また逆に、羊の皮といふものが今日衣類用に非常に広範囲に実は使われてゐる。そして価格も相当高額なものがあることは、もう皆さん御承知だと思ひます。最近日本の被服の様態もだいぶ変わつてきて、大体皮なり皮製品を着るということが日本人は過去においてあまりしなかつたわけでありまして、最近では諸外国の影響を受けて、皮製品を被服に使うことは非常にふえてきておる現状にかんがみ、私は羊が課税品目外にされておることは今日の情勢では必ずしも適当でないのではないかと、こういうふうな考へるわけでありませう。

少し先へいきまして、今度は番号の七、問題の自動車です。自動車の非課税になつておる一つの理由の中に、これは「乗用自動車」といふ表現がとられておりますから、乗用以外は全部非課税だといふことですから、さつきから議論してありますように、バス、トラック等営業用に使つておるものは非課税になる、乗用のものは営業用であつても課税をしてゐる、こういうことになりました。これはあとでちよつと議論しますが、その非課税の中に、「(一) 自動車の冷房装置のうち、冷房能力（大蔵省令で定めるところにより算定した冷房能力をいう。以下この表において同じ。）が毎時八、〇〇〇キロカロリー以上のもの」、「(二) 圧縮機、蒸発器及び凝縮器のうち、(一)に掲げる自動車の冷房装置に用いられるものとして特殊な性状等を有するもの」。冷房装置の問題について

は、普通の家庭用の冷房装置は大体課税をしておるけれども、大型のもの、営業用のもの——いまここに掲げられたものはおそらく遊覧バス用のものといふことに該当するのじゃないかと思うのです。が、いまの番号七の第二種の物品のうち、「4 自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器」云々というところにある、いま私の指摘した「八、〇〇〇キロカロリー以上のもの」というのは、これは私がいま言うように遊覧バス用の冷房じゃないですか。

○細見政府委員 一部は遊覧バスにも使われておると思いますが、道路が未舗装で窓を締め切つてバスが走らなければならぬ、その場合にやはり中が蒸してくる、そういうことでバス用のクーラー、それからそのほかにあけておりますのは、同じような規格のものが列車用に使われたりあるいは工場作業用に使われたりいたすものですから、規格としてはこういうものを非課税にいたしておるわけでありませう。

○堀委員 しかし前段のほうは自動車用ですからね。

ちよつといふ主税局長に伺いますが、ほこりが立つて、舗装もできていないバス路線に、冷房がついて走つておる社線があったら一べん例示してもらいたい。

○細見政府委員 そういう事象があるということですが、この規定は入ったと承知いたしております。

○堀委員 そうすると、そういう例がもしなかったらこの規定は除外されますか。

○細見政府委員 この規格と同じようなものが列車用とかそのほかのものに使われるわけでありませうが、それとの関連等を見まして、適当な区分の方法があれば検討いたさなければならぬ問題かもしれません。

○堀委員 ものが違ふのじゃないですか。自動車用に使う冷房装置は、あなたのほうではここにはつきり(一)として「自動車用の冷房装置のうち、冷房能力が毎時八、〇〇〇キロカロリー以上のもの」、こう(二)「自動車用」と置いて、(二)のほう

に「圧縮機、蒸発器及び凝縮器のうち、(一)に掲げる自動車用の冷房装置に用いられるものとして特殊な性状等を有するもの」、いずれもこれは自動車用といふことが限定されておるのです。列車用とはちつとも書いてないですね。全部自動車用と書いてあるところから見ると、もしあなたの指摘がなければ、これは非課税品目からはずすことになるですね。その点はいいですね。

○細見政府委員 この「自動車用」と書いてありますのは、要するに動力を何に求めるかということと、自動車に持つていったときは自動車用になり、それから列車に持つていったときには列車用になる、そういうことで、御承知のように製造課税でございませうから、製造課税の段階ではつきりはずすものは自動車用のこれだということにいたしておりますが、規格としては同様のものがあるわけでありませう。

○堀委員 いや、私が言つてゐるのは、あなたがさつき、これが設けられたのは、ほこりつぽい道を走るのにドアを締めなければ走れない、その走れないものに、暑いから冷房装置をつけるのだというのが理由だ、こうなつたわけですか。だから、それが理由で設けられてゐると言うが、おそらく自動車走つてゐる路線で、ほこりまみれで乗客が迷惑するから、そういうところについては冷房をつけようなんというバス会社があるとは私は思わないのです。この前ここでどなたかがたしかバスの運行上の問題を議論したと思うのです。これは何のときだつたかちよつといふ記憶にないのですが、どんなバス路線が撤収されてきて、いまバス事業というのは過疎現象のためにほんとうにいい道路しか走らない。過疎地帯を走つてゐるところは会社が大んだん縮小して困つてゐる。それほど困つてゐるところが冷房装置なんかつけようはずがないわけですか。だから私が言うのは、そういうことが主体ならばそういうものはやはりはずすべきじゃないのか。要するに、自動車がある程度遊覧というのか、そういうところを目的としておるのなら、これならあなたの言うやや便益的な

ものであつて、十分担税力のあるものだといふうちに私は考えるので、この点をひとつ提起をしておきたいと思ふ。

その次は、今度はモーターボート、「舟艇類及びその関連製品並びに娯楽用品、スポーツ用品及び遊戯具類」こうありまして、「大型モーターボートのうち、次に掲げるもの(この号の品目欄8に掲げる舟艇用の船外機関を使用しないものに限る。)(一) 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項第六号(船舶の施設)の規定により船舶に施設されるものとして特殊な性状等を有するもの」、これはおそらくライフボートというのか、救助用のために船に積んでおるものをさしておると思ふのですが、「(二) 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第二項(定義)に規定する動力漁船に該当するものとして特殊な性状等を有するもの」、「(三) 消防、船舶若しくはいかだのえい航又は貨物の運送の用に供されるものとして特殊な性状等を有するもの」、「(四) 大型モーターボートの艇体のうち、(一)に規定する特殊な性状等を有するもの」ということで、このボートの規定の中からははずされておるものもつばら、漁業用であるとか、貨物輸送用であるとか、あるいはいまの大型船舶が救助用に積んでおる船であるとか、あるいは消防用であるとか、これは、私はきわめてボートとしては適切な例外規定というものが設けられておると思ふのです。

そこで伺いたいのは、ボートはこういうことになつて、ある規格があるわけですが、遊覧船、ボートが少し大きくなつて今度は遊覧船になる——遊覧船といつてもこのボートの規格よりも少し大きい船、もつぱら遊覧を目的とするものといふような場合には、これは課税されていらないですね。一物品税のどこにいまのボートの限界を設けたのか。

○細見政府委員 この辺、まさに若干沿革的なものがございまして、船はいわば公共用に使われておるのだといふような、頭から觀念をきめてかかつておつた。したがつて、モーターボートとし

て課税をしなければならぬと考えるのは、外国などで新しく起つてきた、ああいう遊覧用に使われるモーターボートを取り上げよう、そういうわけでごで規格をはずした、そういうわけでございます。

○堀委員 ですから、ここでは明らかに遊覧用という問題ではなくて、目的は個人用の問題ということに限つたのです。私はいまここで聞いておりますのは、抽象論でいまの課税品目というものの議論をするよりは、具体的なものの中で議論したほうがじめの概念がはつきりするもので、たいへん個別的になつて時間がかかりませうけれども、取り上げてゐるのですから、その点はそういうふうに理解しておいてもらいたいと思ひます。

その次に、「猟銃及び空気銃並びにこれらの銃身及び銃尾機関部」というところの中に、いろいろあるのですが時間あれですから、一つまん中だけ抜きますが、「空気銃のうち、もつぱら射撃競技の用に供されるものとして特殊な性状等を有するもの」というものが実は非課税になつてゐるわけですね。そこで競技用というものは非課税にするという考え方があるのか。要するに、こういう銃の中で猟銃はみな課税されると思うのですね。ここにちよつと書いてある「猟銃のうち、銃身の長さが七六〇ミリメートル以上の単身単発銃で銃腔に旋条がないもの」は非課税になりますね。ところが、あとはみな猟銃は課税されておる。猟銃は確かに遊ぶためにというのか、娯楽としての猟銃もあると思うのですが、しかし、今日では非常に減つたてでありませうけれども、やはりある程度はこれを業とするといひますか、生活のささえにしておる業種も私はまだ猟銃の中にはあるのではないかと、そういう感じがしてゐるのであります。ここにいまの猟銃の問題、つまり七百六十ミリメートル以上の単発銃というのはいく何をいうのか、それらとあわせて競技用は非課税にする基本的な考え方があるのか、この二つをお聞きしたいと思ひます。

○細見政府委員 第一のほうはイルカを撃つ漁業

用のものであります。

それから第二の空気銃の問題であります。ス
キーとか、あるいはそのほかの運動用具というの
はおおむね非課税になっておりまして、運動用具
の中で課税になっておるものはゴルフ用具であり
ます。これは国民感情といえますか、社会感情
上、奢侈品的な遊戯だということでゴルフだけが
例外になっております。

○堀委員 そうすると、いまのイルカを撃つのは
なんだけれども、たとえばイノシシとか、さつ
きのウサギとか、いろいろなものを撃つ——東
北地方にはまだ猟銃をもってなりわいにしてい
る者があつて得るのではないかと私は思いますが、こ
ういふ者の銃器は何ら配慮はしないのでしう
か。

○細見政府委員 多分に沿革的な点がありまし
て、配慮がなされておられません。ただたとえば、
オルガンとか楽器などの、音楽学生用具が非課
税になつていふというふうな配慮があるいは要る
のかもしれない。ただ、これはかなり古い改
正、三十年の改正でありますので、そこまでの配
慮が行き届かないまま今日に来ておるというわけ
であります。

○堀委員 私も、猟銃をもってなりわいの助けと
しておる人が一体どのくらいいるのかつまびら
かにしておきませんけれども、ここらは一べん調査
をして、それをもつて生活の助けにしておる、娯
楽ではないという人の銃器等については、これは
やはり配慮があつてしかるべきではないかといふ
ふうに思ひますので、問題をひとつ提供しておき
たいと思ひます。

○堀委員 次に、小型ボートがありました。これは
前段と同じです。省略いたします。

○堀委員 電気器具のところは、ルームク
ラー等の中で課税品目外のもの、またかなりた
くさんあるものであります。これは一々読みません
けれども、いまあなたの指摘された「鉄道車両に
取り付けるための特殊な性状等を有するもの」と
いうのは、ここにあらがっているのです。自動車の

ところにあがらないで、ここにあらがっている。
「二」の「物品の低温貯蔵室内の温度を常時一
五度以下として貯蔵することをいう」の用に供
されるものとして特殊な性状等を有するもの」と
いうものがいろいろあるのですが、これは主とし
て営業用とそうでないものとを区別してこ
こに掲げておるということですか。

○細見政府委員 シャワブのころは営業用非課税
という形で、かなりそういう概念整理をはつきり
いたしておりましたが、その後の物品税法の改正
の過程では、むしろ単に営業用ということより
も、そういうものが、たとえばいまの冷蔵庫であ
りますとか、米の低温貯蔵庫でありますとか、そ
れがなければどうにもならない、あるいは電子計
算機のオペレーションのために室内を恒温に保た
なければならぬ、そういう文字どおり事業遂行
上必要な、いわば不可欠な用具というふうな概念
を漸次移しかえてまいつておるのが事実でござい
ます。

○堀委員 そうすると、いまのはルームク
ラーでありまして、営業用は非課税、しかし営
業用では課税物品と非課税物品がある。冷蔵庫の
ところというところのことになりますか。要す
るに販売ケースのような冷蔵庫は、これは非課税
になつていくわけですか。実はそうなるものとそ
こらとの区切りですね。これは私がさつき
から言うように原則です。そうすると営業
用の中に、さらに商業用と産業用とを区別して、
産業用のものは非課税にするけれども、商業用の
ものは課税をする場合もあるということになりま
すか。

○細見政府委員 漸次その方向へ概念を整理して
いかなければならぬという感じで検討いたし
ております。

○堀委員 次に、いまは大型冷蔵
庫、これもいろいろいろいろなことが書いてある
わけですね。その中に「電子冷蔵庫」というのがこ
こに一項目あるのですが、電子冷蔵庫というのは
現実にあるのでしょうか。

○細見政府委員 私よりも堀先生のほうが御存じ
かもしれませんが、試作品が幾らか出ております
が、いわゆる市販品はまだ出ておりません。

○堀委員 この非課税品目というのは、普通市販
品が出てからここで非課税品目となるのが常識だ
らうと思つておつたのですが、ずっと見ていつた
ら、どうも市販品でないものまでたいへん手回
り早く非課税品目に指定してある。たいへん手回
しがいいですね。ほかのものに比べるとどうも
電子関係の商品は手回しがいい。これは私ども
ちよつと疑問に感ずるのですが、一体、電子冷蔵
庫をここへ掲げたのはいつですか。

○細見政府委員 電子冷蔵庫は三十七年四月で、
これはたまたま非課税のほうへ手回しがいいとお
ほめをいただいたのですが、課税のほうも手回し
よくいたしまして、試作のものばかり課税にな
つて、今回提出したところのような形で税率の
引き上げと申しますか、課税としては早々と取り
上げておるといふような面もありますから、あわ
せて……

○堀委員 三十七年に電子冷蔵庫などというもの
を非課税品目にして、今日四十五年になつてもま
だ製品が販売されてないなどという点は、どう
も税法上ちよつとこれは問題があるような気がい
たします。いま課税品目にしろというわけではあ
りませんけれども、どうもそこらは少しあれであ
ります。

○堀委員 そのうしろには「商品の陳列用に供されるもの
として特殊な性状等を有するもの」、こうあるの
です。その「商品の陳列用に供されるもの」とい
う表現が非常に抽象的で問題があると思うので
すが、たとえば最近牛乳等がガラス容器のよう
なものに入つて置いてある。あるいはまた、各種
のアイスクリームなどもそういうものに入つて置
いてある。それはいまのここに該当するのですか、
「特殊な性状等を有するもの」に。

○細見政府委員 そのとおりであります。
○堀委員 そうすると、ここでは、冷蔵庫の場合
には商業用のものが一般的に規格外になる、こう

いうことになると思ひます。

それから次に「湯沸かし器のうち、次に掲
げるもの」、こうありまして、「胴部の前面の幅
が二五センチメートル以上の先止め式のものの」、
「湯槽の容量が一〇リットル以上の貯蔵式のもの」、
「ことうふうになつて、あとずつといふこ
ろで規格を切つた」といふことではしうか。

○細見政府委員 床屋で使われておるものを当初
の規格として考えたのでございまして。

○堀委員 そうすると、家庭用に、最近では浴用
にかなり大型のものを家庭でもだんだん出てお
るわけですが、ことうふうのものはこの規格からいけ
ば非課税品目になる。要するに、ふるを瞬間湯わか
しのようなもので入る人のほうに有利で、顔を
洗つたり茶わんを洗うものは課税されるという原
則になる、ことうふうことですね。

○細見政府委員 そういふ現象が出てまいりまし
たので、これは検討しなければならぬ項目であ
ると私も気がついておるわけでありまして。

○堀委員 その次に、レンジ、天火、ミキサー、
アイスクリーム製造器、果汁しぼり器、ずいぶん
いろいろありますが、これを一つ一つじやないへ
んだけれども、ここの概念はどうなつてい
ますか。最近、例の電子レンジというのが出てき
ましたね。どうも電子レンジというのには課税品目
のほうにないのです。これも相当、高周波の問
題を起しなからたいへんな勢いでいま売り出し
ていける。私は、電気メーターが売りになるのは
けつこうだけれども、スタートから高価なもの
で、われわれから見れば奢侈的な便益的なものが
製品になつて出てきたら、速應することはないか
ら全部これは課税すべきだといふふうに考へてい
るけれども、今回の税制改正にも取り入れられて
いない。取り入れられないで、あとのこまかいも
のが非課税に並んでいられるわけですね。天火、ミキ
サー、アイスクリーム製造器、果汁しぼり器等の
限界を設けた理由をちよつと伺ひたい。

○細見政府委員 どちらかと申せば産業用的な、

つまり事業遂行上、合理化投資あるいはその事業の合理的な経営に役立つもの、その意味で不可欠な物品というものを大体配慮いたしてはいるわけでありませう。

それからいま電子レンジのお話で、せっかくの堀委員の御意見でございませうし、私ももうそういう問題があると考えておりますので、今度の改正のときにはせつかくの御意見を尊重して入れていきたいと考えております。

○堀委員 いまのは大体産業用というか商業用というかの限界でしょう、かなり容量が大きいですからね。

その次に、今度は電気掃除機ですが、「電気掃除機のうち、使用動力が七五〇ワット以上のもので」「電気洗たく機のうち」「合計使用動力が一五〇ワット以下」か「三五〇ワット以上」、こういうふうになつてきているわけですね。そこでいま普通の販売されているものは、この百五十ワット以上で三百五十ワット以下の中に全部すぽつと入っているのでしょうか。このカバレッジから下へ行くことはないと思うのですが、御承知のように、大型になって脱水機やいろいろなものがついている、これはどういう形で処理しているのか、そのところを伺っておきたい。これは二つに分かれていて、「電気脱水機のうち、使用動力」というふうになっているのですが、いまそういう脱水機と電気洗たく機と一つになっているものは一体どういう取り扱いにしているのか。

○細見政府委員 脱水機と一緒にしているものは洗たく機として扱っております。その洗たく機であります、家庭用の洗たく機は百五十ワット以下ということで、いまのところほとんど非課税になつております。

○堀委員 そうすると、課税になつていのは何でしょうか。営業用ですか。ここで設けた百五十ワット以下と三百五十ワット以上を非課税にして、まん中の百五十ワットから三百五十ワットまでのものだけが課税になるようなふうにはここには出てくるのですが、これは何でしょう。

○細見政府委員 営業用というものの規格を三百五十ワット以上というふうにしたしたので、規格で切つた結果こういう形になつておりますが、現実にはこの間に入る電気洗たく機は現在はいないですね。

○堀委員 そうすると、結局非課税品目の規格を定めたために、製品のほうがこれに合わせて非課税品目をつくるということになつていっているのじゃないかと思うのです。そうするとこれは意味がないかと思うのです。上のほうが意味がなくなるわけですね。電気掃除機はいいけれども、電気洗たく機、電気脱水機並びに芝刈込機——これはあとで言いますが、要するに現実には課税されていなくてもかわらなう上下の中間のものをここに設けたということでは、非課税品目の制定の考え方がいっただらあまり常識的でないという感じがしますけれども、どうでしょう。

○細見政府委員 御承知のように、最初のころは電気洗たく機も大部分が一種の便益品というふうな観念を持つておつたわけですが、その後の経済あるいは家庭の経済力等からしまして、電気洗たく機というものはごく普通品になつたというところで、ここで普通の型で普通に用いられる程度の電気洗たく機は非課税ということにいたしました。そのわけでありまして、先ほど全然ないと申しましたけれども、一、二試作的に出てきております例の全自動洗たく機、洗たく機が何もかも全部やつてくれるというふうなものやほとんど出でまゐりますと、この間の品目になる。これはやはり普通の電気洗たく機よりはるかに高度なものではなからうか、かように考えます。

○堀委員 この中でちょっと気がつかないのは、最近さら洗い機というのが出てきておりますね。いまのあなたの言われた全自動のものにも非常に似通つたもので、電気さら洗い機というものがあつたが、これはいま課税されているのでしょうか、どうなつていっているのでしょうか。

○細見政府委員 項目としましては、「食器洗器」として、九の電気器具の中の5のところの

「湯沸かし器、冷水器、」云々とあるおしまいのほうに「食器洗器」というものがございませう。そのうち非課税のものは、先ほど申し上げておりますような三百五十ワット以上のものが非課税になる。現実にはこの三百五十ワット以上のものがたくさん出ておる。だんだん一般家庭用にこのワット以下のものが近ごろ出回るといふようなことを聞いております。

○堀委員 わかりました。ちょっと私が見落としていました。

その次に、さっきの「照明器具及び電気スタンド」でありますけれども、これは、こまかいことがずいぶんいろいろ書いてあるのですけれども、この電気スタンドというのは、製造者価格でありますから、二千四百円という免税点は、小売り価格では大体幾らまでが免税になつていますか。

○細見政府委員 これは店によつて若干違ひますが、大体倍近くという感じでお考えいただけばいいと思ひます。

○堀委員 少し先へ行きますして、「扇風機のうち、次に掲げるもの」として、「天井扇風機」で、要するに「羽根の描く円の直径が六〇センチメートル以上のものに限る。」こういうふうにしてあるわけですね。今日冷房が出てきたから、天井の扇風機というものがどういふふうになるか、あまりよくわかりませんが、私はこれは今日冷房がこれだけ普及をきたした場合には、扇風機というのはこれはそろそろもう課税品目からははずしたらどうか。いまや冷房のほうが便益的なものになりつつあるのじゃないかと思ひます。

○堀委員 扇風機に当たるといふのはまさに私は日本のような高温多湿の国では日常的なものになつておるのではないかと、こう思ひますが、まだここには天井扇風機で六十センチ以上のものなれば、あとは全部課税する、こうなつておるが、扇風機というものは、まだやはり便益的——奢侈的だとはだれも思ひないでしょうが、便益的でしょう。

○細見政府委員 その辺になりますと、かなりそれぞれの方で御意見の分かれるところで、私も、税法に載つておりますから課税すべきものだと考えております。

○堀委員 ちょっといまのあなたの答弁、おかしいですよ。税法に載つておるから課税するのが適当だ、主税局長がそんなことを言つたらおかしいじゃないですか。税法が適当であるかどうかを判断するのが主税局長であるのに、税法に載つておるから課税するのが適当だなんていうのは、これは主税局長の権威に關する。ちょっと訂正しておいたほうがいいですよ。

○細見政府委員 ほかの電話とかいろいろのものとのバランスで総合的に考えるべきものでありまして、おつしやるように生活水準全体が上がつて、冷房というふうなものがむしろ一般化し、扇風機というふうなものがそういう普通の便益的な消費よりも下の消費のようになつていられるようになりますれば、おつしやると思ひますが、ただ農村とかそのほかのところを考えれば、やはりまだ扇風機も若干うちわよりは便益的であると思ひます。

○堀委員 ちょっといまの発言は、少し農村の方に失礼だという気がいたします。いまあなたはそのおつしやつたけれども、車の普及状態は、最近の場合なら、都市部における比率と農村部における比率は、人口比率に対して、逆に農村部の比率のほうが少し高いのではないかと。電気製品その他においてもしかりでありまして、もしいまのように、農村はいつでも扇風機だということをやつたら、農民の方にしかられると思ひますので、そこらはもうちょっと慎重な発言が必要じゃないかと思ひます。ここらは、もうそろそろ考慮されてもいいものではないかと思つております。

その次にやはり問題なのは、テレビジョン関係であります。そこでテレビジョンの問題の中で、ここにあるものは、大型なもので放送電波を受けないものというものは、これは業務用というか、内部的用具のものが主でございませう。ですか

その次にやはり問題なのは、テレビジョン関係であります。そこでテレビジョンの問題の中で、ここにあるものは、大型なもので放送電波を受けないものというものは、これは業務用というか、内部的用具のものが主でございませう。ですか

その次にやはり問題なのは、テレビジョン関係であります。そこでテレビジョンの問題の中で、ここにあるものは、大型なもので放送電波を受けないものというものは、これは業務用というか、内部的用具のものが主でございませう。ですか

その次にやはり問題なのは、テレビジョン関係であります。そこでテレビジョンの問題の中で、ここにあるものは、大型なもので放送電波を受けないものというものは、これは業務用というか、内部的用具のものが主でございませう。ですか

ら、あまりこの中では課税品目の問題はありませんけれども、これはあとで、いまの税率と消費の關係で別途にお伺いしたい、こういうふうにしてあります。

その次に来ておりますのは、レコードがありますが、レコードに書かれておることとおむね問題がないので、8にいきまして、「テープ式又は円盤式の磁気録音再生機」というところの中に、「テープ式の磁気録音再生機のうち、次に掲げるもの」「イ 磁気録音機能を有するもの」、これがはずされるわけですね。ビデオテープというものは開発の当初の製品だからということで物品税から除外をしたのかもしれないけれども、ビデオテープというのは非常に高額な商品であつて、もしこれが一般的に考えられるならば、これはもう今日の状態で明らかに奢侈的な要素がきつめて高いにもかかわらず、なぜこの磁気録音ビデオテープをはずしたのか。これはいつははずされたのか。これをちょっとお伺いしたい。

○細見政府委員 三十七年四月の改正で、はずしております。おっしゃる通りに、当初は新規産業育成ということで非課税にしておつたわけでありまして。新しい事態に応じてはそれなりの検討が要る品目の一つだろうと思つております。

○堀委員 いま私はここで問題提起をしておる中で、非課税品目からはずせというの、私は今次物品税法の改正の中でできることだと思つておるわけですね。今日ビデオテープはたいへん勢いで出てきて、これはカセット・ビデオテープといふますか、新しい商品の分野に進出をするところまで実は来ておるわけですね。今日こういう情勢の中で、これを非課税物品の中に放置しておくことはこれは重大な問題がある。その他の物品の課税との権衡上非常に重要な問題がある、こう考へておるわけですから、これについてはひとつ最近の販売数量、価格等について、七日までに資料を提出してもらいたいと思ひます。最近における販売数量及び販売価格等のあり方について資料を提出していただきたいと思います。

「電話機に取り付けるためのものとして特殊な性状等を有するもの」というのがありますね。まあこれは最近かなり普及をして使われておるものですが、これもやはりまだ非課税物品にしなればなりませんか。

○細見政府委員 そういふ議論をばつばつ承るようになりまして、これは御承知のように、電話機とのバランスで、新規開拓製品でもあつたので、どれくらい普及するかということもあわせ検討して今後の課税の要否を検討すべき品目の一つだと思ひます。

○堀委員 その次はマイクホン、ラジオ受信機等ずっとたくさん書いてあります。これはまた、ここにはずいぶんいろいろな形で除外例がたくさん書いてありますが、これは一々やっておつたのではかたがたありませんが、ここに書かれておるもの考へ方ですが、船舶用とかそういうものはよろしいから、一般的に書かれておるものはどういふことをもつて非課税にしようとしたのかをちょっとお答えをいただきたいと思います。

○細見政府委員 大きく分けまして一般産業用といひますか、産業上必要なもの、特に一般通信機器といふようなものが一つのケース、それから列車用といふような保安用ないしは公衆放送用といふたような系統のもの、それから教育器材であるとかいふたようなもの、そういう形でこの非課税は構成されております。

○堀委員 この分の区切りだけをきよりつけておきたいと思ひますので、少し急ぎまして、家具類のところまでちょっと飛ぶことにします。

家具類は「たな物類のうち、次に掲げるもの」「衣服たな（幅又は高さが九〇センチメートル以上で、かつ、一人当たりの使用部分の高さが九〇センチメートル以下又は当該使用部分の幅が三〇センチメートル以下の三人以上用のものに限る。）」「書たな（金銀製のものに限る。）」金属製の書たなは全部非課税になる。「商品の陳列用に供されるものとして特殊な性状等を有するもの」も非課税。「幅が一五〇センチメートル以上

で高さが一七〇センチメートル以上のもの」になるとこれが非課税。「品目欄に掲げる物品のうち、桐製又はうるし塗りのもの」、これは全部非課税、こういうふうになっておるわけですね。

そこで、非常に複雑なことが書いてある「イ」の「三人以上用のもの」というのはどういふことですか。

○細見政府委員 工場などに使いますいゝゆる大衆的なものでございます。

○堀委員 その次の金属製書たなというのは全部非課税だ。木製なら課税するけれども金属製なら非課税。最近金属製の書たなというのはうんとあるわけですね。これは一体どうして木製なら課税されて、金属製なら非課税なんですか。

○細見政府委員 この家具を課税いたしております思想には、調度品という概念がかなりあるわけですね。ところが金属製のものにつきましてはいわゆる備品であつて、調度品というカテゴリーに入るかなというの、この免税を考へておつたところでありまして、金属製でも非常に豪華なものが出てくるというところになれば、それは先ほど申し上げておられますように、新しい経済事情に応じて考へ直す事柄であらうかと思つております。

○堀委員 その中で特にキリ製品とウルシ製品——ウルシ製品は特にその他のものにもずいぶん関係があるのですが、これは非課税になつておりますね。何年かキリとウルシが一緒だったか私も記憶ありませんが、何年か非課税になつたのか、これを非課税にした理由は何ですか。

○細見政府委員 四十一年の四月の改正で取り上げておりました、この考へ方は中小企業対策といふことで、当初は免税点で処置しておつたわけですが、最終的には非課税になつた、こういうわけでございます。

○堀委員 しかし、ちょっと私いまそこで感じますのは、家具類全部おむね中小企業じゃないかと思ひます。キリのたんすだけが中小企業なんではないか。ほかのたんす、たとえばカキのたんす、クスノキのたんすとか、たんすもいろいろあ

る。特殊なたんすが少しあると思ひますが、キリは非課税でカキの木のたんすなら課税するとかいうことになつてゐるのは、どこに理由があるのでしょうか。

○細見政府委員 一般の家具でございましてある程度機械化できる部面もございまして、ある程度の企業規模の業者の数も多いわけでありまして、キリにつきましては御承知のように手工業的な要素が非常に濃いつてあります。そういう、中小企業の中でも特に大量生産的な形で企業合理化ができていく業態といふことで取り上げられたのでございます。

○堀委員 私、ちょっとはつきり記憶がないわけでありまして、何か早々のうちに法律が審議をされて、あまり詳しい議論がなかつたのじゃないかという気がちよつとするのであります。ウルシの場合でもそうでありまして、キリの場合でも、今日キリのたんすといふのは大抵奢侈品のほうなんです。決して一般的用途のものだと思ひ思つていないし、ましてやウルシ塗りとなれば、実はたいへん奢侈的なものだと思ひます。ですから、いまの中小企業だといふことで問題にするのなら、これは非常に問題がある性格のことであつて、いまの発想が、税制のいまの思想、奢侈性を課税するといふ思想からするならば、私は少し問題があるのじゃないか。現実には、これに課税したところで、キリのたんすを買ひ、ウルシ塗りの家具を買ひ、人といふのははたしめ力のある者でありまして、当然これは、奢侈的なものははたしめ能力のある者に転嫁をせよといふのが原則であります。これを業者が負担をするといふ場合には、かなり競争が激しく、その価格においても競争の範囲の中に置かれておるものについては、それが製造業者の負担になる場合もありましようけれども、キリのたんすやウルシ製品の戸だなやその他のような、きわめて高額のもの、製造業者が課税がね返つたりすることは、いまの課税原則の常識から見てもあり得ないといふ判断をしてお

るわけですが、これについてはあなたはどう考えますか。ちょっと申し上げておきたいけれども、これは必ずしも主税事務当局の発想ではなかったかもしれない。多分にその他の要素があることをあなたに答弁させる点においてはやや問題があるかもしれないけれども、しかしあえて質問をいたします。

○細見政府委員 消費の態様をとらえて、高級なものほど課税するということは、消費税の課税理論としてはそのとおりだと思つておりますが、一方日本で中小企業問題というのをごさいますと、その場合、物品税との関係で起こりますことは、高級なものほど手が込んでおる。そういうものに限つて中小企業製品が多い。したがって、先ほど来申し上げましたように、たとえ高級織物あるいは高級帯といったようなものについて課税するのが消費税理論としては出てくることとありますが、それが零細企業のものであるというところで、何回も提案をしたけれども日の目を見なかったというやうな事情、そういう中小企業問題という非常にむずかしい問題と、物品税の理論といふことが理屈といふものとどう調和さすかというのが、この辺に出てきておる具体的な解決だと思ひます。

○平林委員 ちょっとそのことに関連してお尋ねしたいのですけれども、私もいまあげられたものは、四十一年の物品税の改正のときに加えられたものだというふうに記憶しておるのです。あのときはたしか羽毛製のふとん——このごろふとんというのは羽根が入っているふとんがありますね。これもそのときにたしか課税からははずされたんですね。それから室内装飾用品などについては、たしかすべて課税が廃止されたというふうに記憶をしておるわけなんです。さつき、きょうの問題をやっているうちに研究してみまして、そのときはいまお話しのように、小規模な零細加工業者に納税義務が課せられるということは、かえって弱い者いじめといひますか、中小企業者の対策を考え

てという御説明で、私はそのときはなるほどそうかなと思つた。けれどもその後いろいろ研究してみますと、物品税法の第七條第一項に、製造課税の場合、下請加工業者が納税義務者になるのでなくて、その加工を委託した者が製造業者とみなされて課税することができると規定があるのには実は気がついたのです。そうすると羽根製のふとんだとか、いまあげられましたタタキ製のものも、発注者があるものはむしろそこに課税をするというやうな形をとれば、理論的にも合致してくるのじゃないかなという感じがする。きょうは一点に絞つたので実はそこまで発展しなかつたのですが、いま堀委員の質問に関連いたしましたので、何かそういう点は抜けていたところがあるのじゃないかなという感じがするんですが、その点はいかがなんでしょうか。つまり弱い者いじめだけどもつていままで逃げて、課税の対象からははずしたことが私はちょっと間違ひがあるんじゃないかなという感じがするんですけれども、いかがです。

○細見政府委員 その規定からみ、そういう問題については課税方式を変えたらどうかという議論がいろいろ出たわけでありまして、いまのように発注した人が課税をされるということにいたしました。その発注した人々が材料その他を提供したというのが入っております。そういう材料の提供などを行なわなくなるといふやうなことがあるというところで、課税方法をどうするかというのかかなり慎重な御議論を願つた結果、やはり課税方法は非常にむずかしいやうなことに、この四十一年の全体の物品税の改正は、あのときのほかの税法もそうでありましたように、全体として不況対策的な要素で、特に一番不況のしわが寄りやすい中小企業について何らかの措置をとるべきじゃないかというのが物品税法にも取り入れられてこつた措置が出たわけでごさいます。そういう意味で、それが政治的であつたといへば政治的でごさいます。それ以外の要素はなかつたというふうに聞いております。

○平林委員 ただ、いま堀委員が各課税品目ごとにあげたが、いずれ私は全般的に物品税について検討しなければならぬ時期が来るとおもう。これは品目で当てるのか、総体的なものの考え方を検討するの、これは議論は別にいたしまして、ただ言ひ得ることは、いまお話をあつたタタキのたすきあるいは羽根製のふとん、あるいは室内装飾品、茶道具など、発注者のことから見たらいたしますと注文しなくなるおそれがあるというけれども、こういう品物はやっぱり経済の発展や家庭生活の上昇によりまして、需要はこれから弱まるのではなくて強くなつてくるという意味では、私はそういう傾向は強くなるのじゃないかと見ておるわけですね。ですからそのことの理由で課税対象からははずすということは、どうも社会合理性からいふと疑問が出てきておるやうに思ひますから、あわせて検討すべき課題として頭に入れておいてもらいたいといふことをつけ加えておきます。

○堀委員 もう時間がありませんから私はきょうはここまでにしておきますが、最近の傾向というものは、今後の日本の中で——これまではたといは三種の神器とかいふやうなことがいわれてきたいろいろなものがあります。クローラー、テレビ、カーですか、こういう時代もあつた。これはまさに物品税の非常に伸び率の高い商品であります。ところが今後考えられるものの中に一番大きいのは、これは一般的にいへば住宅産業でありますから、その住宅産業の中のインテリアの問題というものは、今後の消費形態の中では非常に大きな消費を伸ばしていく物品消費財であります。その消費財が依然としてやはり高級化を迎へつとあるといふことも実は既定の事実なんです。そうなつてまいりますと、私はやはり物品税の課税対策上の問題からするならば、必要最小限度、日用品的なものを国民が使用されることはちつともかまいません、あるいは多少便宜的なもののかまいませんけれども、ややもすれば奢侈的傾向に流れやすいといふ今日の趨勢から見るならば、家具その他の問題についての課税の問題というものは、今後の物品税の対策の中の重要な一つの問題点だと考えておるわけなんです。その問題点が、実はいづれもきわめて高い免税点に置かれておる。もうこれは課税にならないやうなことになる。これはまた次回にあらためてゆつくり議論をいたしますが、物品税の問題は、いまいろいろ議論をしてきたことを整理すれば、やはり今日の非課税品目が、今日から将来を見通した場合における情勢に必ずしもマッチしてないものがある、当然非課税品目からははずすべきものもあるといふことが、非常に私は問題点としておると思ひます。

本日はこちらまでにして、残余は七日の日に継続させていただきます。

○毛利委員 本會議終了後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十七分休憩

午後三時五十二分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。竹本一君。

○竹本委員 最初に、最近世界の保護貿易の風潮というものが非常に台頭してきておると思ひますけれども、大蔵省としてはそういう流れを具体的にどういふふうにつかんでおられるか、まずそれを伺いたいと思ひます。

○上林政府委員 おつしやいますように、アメリカの議會あるいは業界の一部にはそういう動きと申しますか、声が比較的高まつておるやうな感じもございまして、これは率直に申し上げますと、昨々年あたりにおきましてヨーロッパのたといはフランスとかイギリスとかいふやうな国におきまして国際収支の状況が悪うございまして、それに伴ひまして国際収支の保護上のためのいろいろな制限なり障壁なりを設けられたこともござい

が、これは昨年来の通貨の価値調整というように
点で、たとえフランスにおきましてはその当時
とりまいたものを全部廃止いたしております

し、そういうようなことで、世界全体といたしま
しては、特にいま申されましたような保護主義的
な動きが非常に高まっております。ただ、これ
は先走ったお答えになるかもしれませんが、わが

国の置かれた環境からいいたしても、貿易の
拡大をはかってまいらなければならぬと思つて
おりますので、こういうような保護主義的な傾向
が高まることは極力防止したい、そういうふう

に考えておるわけでございます。

○竹本委員 いまの御答弁の中でもうかがわれる
ように、特にアメリカの議会、業界のほうは非常
に保護主義的な動きをしておるといふふうに私も
受け取つておるわけでございます。アメリカは織
維の自主規制の問題でもわかりますようにいろ
ろな手を打つて、さきにピアノの問題についても
そういう手を打つてまいりましたけれども、アメ
リカは、たとえば日本の品物がどんどん出てい
くという場合に、それを防ぐ法的な措置といつたも
のはどういふものを持っておるか。法的なかま
えはどういふものができているか。アメリカは何
と何という法律によつて日本の飛躍的なアメリカ
市場への進出を抑え得るのか、法的なメカ
ニズムを開きたい。

○上林政府委員 アメリカの制度自体は、原則的
には自由貿易というものを主張しております。国
でございまして、それほど大きな規制措置とい
うものはないように思つております。ただ御質問
の点につきましては、たとえて申しますと、通商
拡大法の中に、国内産業がガット譲許のために被
害をこうむるといふような場合にはエスケープ・
クロウズを発動できるという規定がありま
す。あるいは同じような通商拡大法の中に国
防条項、これは石油でございしますが、そういうも
のによつて輸入制限、あるいは農事調整法等によ
りまする酪農品、綿花、小麦等の輸入制限、その

ほかそれに類するものが若干あるというふうに承
知いたしております。

○竹本委員 農事調整法といった農業法とい
つたか、ちよつと記憶がはつきりしないのですけ
れども、その二百四十四条、今度の織維の自主規制なん
かもそれにひつかつてやろうというこのように
すけれども、その間の事情はおわかりですか。

○上林政府委員 おっしゃいますことは、おそ
らく農事調整法の中に、輸入のうちの相当部分につ
いて何らかの措置が行なわれた場合に、他の部分
についても同じようなことができるといふような
趣旨の規定があつたように承知いたしております
が、それで具体的にいまの織維の問題を処理する
かどうかというふうな問題につきましては、実は
承知をいたしておりません。

○竹本委員 いまの法律は何という法律ですか。

○上林政府委員 ただいまの法律は農業法の第二
百四十四条でございます。

○竹本委員 そこでガットの関係、またいろいろ
ありますけれども、こういう場合にアメリカがや
るのは、自分の国の産業が非常に被害を受けるだ
ろうというおそれあるときにもやれるということ
になつておると思ふのだけれども、その点はそう
であるかどうか。またそのおそれがあるかないか
ということはだれがどこで判断するか。

それからもう一つ、時間があるからと
めて聞くが、それに対してそんなおそれはない
じやないかという反論は、たとえば日本であつた
らどこでやるつもりであるか。この三つを伺いた
い。

○上林政府委員 第一点のおそれがある場合も含
むかどうかという点につきましては、そのとおり
でございます。これはたとえば通商拡大法により
ます場合にもそのとおりでございます。このよ
うな原則は、たとえばガットにおきましては、その
う立て方になつておるわけでございます。

これに対して、そういう被害がないではないか
という議論でございますが、たとえて申します
と、いま申しましたエスケープ・クロウズの発動

の適否の判断は、御存じのようにアメリカにおき
ます関税委員会で行なうことになつております。

その場合に関税委員会では、公聴会を開きまし
て審査することになつております。この席に
おきましては日本の関係業者等の意見も表明をさ
れる、こういうことにならうかと思ひますし、必
要に応じて、私どもも外交ルートを通じてそ
ういふようなものが過激に行なわれないように、
あるいはそれに対する意見も外交ルートでもつて
申し述べるといふような道もあるわけでございま
す。

○竹本委員 たとえばピアノの関税が一・五
％に今度ケネディラウンドで下がつていかなければ
ならぬやつを、ことしの一月だったか、急に一
三・五％に返したというか、上げました。その場
合に閣下委員会にかかりまして公聴会も開かれた
と思ふのだけれども、日本の政府はどういう手
を使つて反論をしたか、その努力の経過を聞きた
い。

○上林政府委員 私のほうからお答えするのが適
当かどうかわかりませんが、このピアノの問題に
つきましては、いま申されました公聴会の席上
におきまして、日本の業界からしるべき弁護士
等を立てまして、そこで意見を述べた、こういう
事実を私どもは承知をいたしております。

○竹本委員 そこで問題があるんです。これは私
予算委員会でも言つたんだけれども、アメリカが
最近においては地盤沈下をしておる、そしてその
ために日本の輸入を、自分のほうの自主的な企業
努力によつて消化しようとはしないで、政治的な
圧力で押えていこうというやうな立場で出てく
る。したがつて、おそれありということになれ
ば、きわめて簡単にいへばどんなものでもみな
おそれあるわけですから、アメリカのように衰退
的な傾向を持つておる場合においては、それぞれ
の業界はおさらそういう感情を持つてしょうか
ら、事実そうではないんだというやうな反論をす
るのに、ただ業界が、あるいは一部のだれかの弁
護士がやつておるらしいということ以上に、日本

政府は外交ルートなり、あるいは大蔵省、通産省
は、それぞれのルートを通じてそれに反撃を加え
るといふか、反駁をするルートは持たないのか、
持つておるのか、その辺を開きたいのです。

○上林政府委員 ただいまのお話につきましまして
は、業界ベースでいろいろとお話をしております
のは、通産省の指導のもとに、業界におきまし
ても一生懸命やつておると私は思つております。
なお先ほど申しましたように、本件のピアノに
つきましては、そういうやうな決定が出ました際
に、外交ルートを通じて、このやうなピアノ
関税の譲許の、ある意味で撤回でございますが、
それは反対であるといふやうなこともアメリカ政
府に対して申し入れを行なつたやうなわけでござ
いまして、そういうやうな機会を通じて努力
をしてまいつておるつもりでございます。

○竹本委員 ちよつと聞き漏らしましたけれど
も、ピアノの場合なんかも反対の申し入れを政府
としてもしたんですか。いつやつたかそれをひと
つ。

○上林政府委員 ピアノの問題につきましまして、関
税委員会が昨年の十二月に被害のおそれがある
という決定をいたしましたわけでございますが、これに
対しまして、今年の二月六日に、わが国としては
米國政府がエスケープ・クロウズを発動しないよ
うに希望するとともに、万一米國がKRに基づい
て関税引き下げの停止ないし引き上げを行なつた
ときには、わが国としてはこれに見合う代償を要求
するつもりとの申し入れを行なつております。

○竹本委員 そこで、それに見合う賠償の要求と
いふものはしたのか、するの。これからやると
すればどういふ構想でやろうとしておるのか、そ
の辺を開きたい。

もう一つは、ケネディラウンドをたしか三年間
ストップしたでしょう。その三年間というものは
ずいぶんむちゃややり方だと思ひけれども、それ
に対しては、たとえば一年間やるといふのならま
だわかるけれども、三年間ケネディラウンドは
ほんとにたな上げだといふやうなことをやれば、全

くケネディラウンドとか自由化というものがめちやくちやになつてしまふ。それに対して政府はどういう抗議をしたのか、しようとするのか、その辺もあわせて伺いたい。

○上林政府委員 このビエノの譲許繰り延べと申しますか、これをやりやすことに對しては、ガットの手續によりまして相手国に協議を申し入れ、相手国はこれを受けて協議をする義務がございます。したがいてまして、わが国といたしましては米國に對しては協議の申し入れをいたしております。その協議においてどういふ話をするか、必要な場合におきまして代償措置等につきまして、目下関係各省で検討中でございます。まだ申し上げられる段階にまでございせん。できるだけ御趣旨のような線で米國政府と協議をしたい、こういうふうに考えているわけでございませう。

それから、ただいまのKRの譲許の繰り延べ、こういうものにつきましては、御指摘のように三年間米國としては決定したわけでございませう。これをどの程度に繰り延べるか、こういうことはもちろんアメリカ政府が決定するところでございませうが、その内容につきましては、先ほどから申し上げておりますように、できれば直ちにでもやめてもらうというのが望ましいわけでございませうが、そういうような線で交渉もする。また、相手国政府がどうしても三年間でなければならぬというところでありまして、それに見合つていろいろな代償等の協議に入る、こういうかっこうになるのではなからうかと思つております。

○竹本委員 これはあとでまたつた段階で、関係各省でどういふように、打ち合わせられた結果、抗議を申し込まれることになったか、これはまた一度教えていただきたいという希望を申し上げます。

それから、そういうような、私どもから言つて今度の繊維の場合でもビエノの場合でも全部同じだと思ふのだけれども、アメリカが強いやり方をやるといつた場合に、申し入れとか抗議という

ことは一応わかりましたが、今度は現在の関税定率法が暫定措置法か、あるいはその他の法律に、日本のそういうことに對する予防の手段としてどういふ法的なメカニズムがあるか。それから報復をしようという場合には、報復の措置として法的にはいかなる制度があるのか、その辺をひとつ伺つてみたいと思ひます。

○上林政府委員 まず第一点の予防の点でございませうが、日本の産業で、ある製品の輸入が急増してまいります。また、そのおそれがあります場合に、予防的な措置としていかなる措置があるかと申しますと、関税定率法の中に「緊急関税」という制度がございまして、これによりまして対処し得るようになっておるわけでございませう。それから、第二に對抗措置でございませうが、同様に関税定率法の中に對抗措置の規定も規定されておる、こういう状況でございませう。

○竹本委員 對抗関税といひますか、對抗措置としてとり得る法的な手段は何と何、もう少し具体的に言つてくだされ。

○上林政府委員 對抗措置につきましては、関税定率法九条の二、第二項におきまして、先ほど申しておりましたような事態が生じた場合におきましては、その輸入される貨物につきましては、そのものの関税率のほかに、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができるようになっております。

○竹本委員 その對抗関税を過去にかけた経験、例がありますか。

○上林政府委員 ございませぬ。

○竹本委員 それから、これはちよつと関連するのだけれども、輸入のほうに緊急の場合は緊急の手段があるとしても、輸出の場合に、いまの繊維の場合なんかの関係を言うのですけれども、貿易管理令でこれを押え得るというような法的な手段があるのか。また、それには前提条件はどんなものか。輸出を押えるという場合ですね。

○上林政府委員 輸出につきましては、原則的に自由であるというたてまえをとつておりますけれども、特定の物品につきましては、御存じのように輸出管理令で、たとえば通産大臣の承認を要するといふような品物も置いておるわけでございませう。それに、そういうようなものとして規定をいたした場合には、これは所要の手續がないと輸出ができない、こういうことになるわけでございませう。

○竹本委員 ちよつともう一度聞きたいのですけれども、輸出を押えるという場合には大臣の承認が要する。どういふ場合にその承認を得て輸出を押えるという形になるのかという点を、もう少し具体的に伺ひたいと思ひます。

○上林政府委員 輸出貿易管理令の場合は、実は通産省の所管でございませうが、私の記憶いたしておりますところは、外国為替及び外国貿易管理法四十八条の中に「特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支払の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通産大臣の承認を受ける義務を課せられることがある」という規定がございませう。これに基づきまして輸出貿易管理令の中にそういう品物が明示をされておる。あるいはこれは告示か何かで出されておるかとも思ひますけれども、それによつて措置をされておる、こういうことでございませう。

○竹本委員 もう一つだけ伺ひたいが、残存輸入制限品目というのは、ガットのたてまえで認めておるような認めないようなことになっておるようだけれども、いまの政府の解釈ではこれはどういふ取り扱い、位置づけになっておるかということ、基本的な考え方を伺ひたい。

○上林政府委員 御存じのように、ガットの規定によりまして、ガット締結国は、国際收支上の困難がある場合は、ガット締結国は、輸入制限を行なつてはならないといふ——若干の例外はございませう、公衆衛生その他そういうものを除きましては、してはいけない、こういうことになっておる

わけでございませう。しかし、この規定にもかかわりませず自由化できない場合には、ガットは一九六〇年の総会におきまして残存輸入制限手續を定めております。それによりまして、輸入制限品目がございませうとそれをガットに通報をする、そしてその品目につきましては相手国の要請があれば協議をしていく、そういうような義務がございませうけれども、それに基づいて、わが国の場合におきましては残存輸入制限品目をガットに通報をして存続をしておる、こういう状態でございませう。

○竹本委員 そこで今度は、今回の法の改正に少し関連して、二伺ひたいのですけれども、一つは重油の脱税減税の新設をしておる、こういうことで、関税政策といふのは財政収入が一つのねらいであるか、あるいは産業政策が一つのねらいであるかと思ふのだけれども、これは一つの公害対策だと思ふのを加えていくといふことは、いままでもそういう例は幾つかあつたかもしれぬが、今後はそういう形をますますふやしていかなるつもりなのか、あるいはどういふ政策意図のものであるかという点について説明を願ひたいと思ひます。

○上林政府委員 関税は、私どもは原則としてわが国の場合保護関税であると考へております。したがいてまして、産業の保護を第一義的に考へておるわけでございませう。もちろん実際問題といたしましては、たとえばいま御指摘がありました石油関係原油関税は、石油対策の費用に充てるための財政関税でございませう。それから実質的には相当巨額の税収になつておるものもございませうので、財政的な意味も無視できないといふものもございませうけれども、基本的には産業政策の一環として国内産業保護のためにこれを設定し運用していくという気持ちでございませう。御指摘のいまの脱税還付の問題につきましては、一方におきまして石油対策のための費用に充てますために比較的高率の原油関税が課せられております。

たがいて、この石炭対策がだんだんと縮小してしまっている。原重油関税の軽減があるいはそういうものを考えていかなければならないと思つておるわけでございませうけれども、さしあたりはこの重油関税を存続せざるを得ない状況でございませう。一方におきまして、御指摘のような公害対策の緊要性も十分考えられるところでございますので、その間の調和をはかります意味におきまして、今度の法律改正をお願いいたしまして、脱硫装置を通します重油につきましては、一キロリットルにつき三百円に相当する金額を還付いたしまして公害対策に資しよう、こういうことで法律案の御審議を願つておるわけでございます。

○竹本委員 私が言う意味は、保護関税というより考え方の従来の小さなワクを乗り越えて、公害対策といったような新しい政策目的のためにこれからは関税を使うというか、関税政策を大いに活用するということになるのでありますかと聞いておるのであります。

○上林政府委員 まずかしい御質問でございますが、基本的には、私どもも関税率の果たします役割りを、そのときそのときの経済情勢に応じ弾力的に実施をしてみたい。といひますことは、関税政策を弾力的に実施いたしまして諸般の経済政策の一貫として運用してみたい、こういう気持ちに変わりはございせん。ただやり方におきましては、たとえば関税は財政収入でございませうし、一たん入りました収入を必要予算の配分として歳出で計上する、これもまた一つのたてまえでございませう。そういうような線をも勘案しながら、この方向としては、おっしゃいますように、関税政策といたしまして、一般論といたしましては弾力的に運用をしてみたい、こういう気持ちには変わりはございせん。

○竹本委員 私が言うのは、関税政策に多面的な政策目的を一つ加味していくということを意識してこれをやられたのか、あるいは偶然そういうことになったのか。もし前者であれば、これはこれ

からの関税政策を論ずる場合にいろいろむずかしいところもあるし、おもしろいところもあるの、そういう問題意識を持ってやっておられるのか、偶然踏みはずしてそういうことになっておるのか、その辺のところを突っ込んで聞きたい、こういうことです。何かありますか。

○上林政府委員 同じお答えになるかも知れませんが、私どももいたしましては、関税政策に与えられた任務というものが、経済諸情勢の転変あるいは国際情勢の流動性というものにかんがみまして非常に大きくなつておると思つております。そのような観点から従来のような固定的な関税政策ではなくして、弾力的な関税政策をやつてまいりたい、そういう気持ちを持っております。

○竹本委員 固定的ではなくて弾力的ということ、でけつこうです。これからのいろいろな政策目的が考えられますから、ぜひひとつそういう新しい視野に立つた、その第一のスタートだというふうには、私は善意に理解したいんです。まあ希望を申し上げておきます。

それから、今度の加工再輸入品に対する減税制度の適用対象品目にこれこれ三つばかりのものを加えるということになっておりますが、これもやはり政策的な長期展望でいいますと大きな要素を持つておると思うんですね。ある意味からいえば、労働力が足りないんだから向こうへ、安いチップレーバーのところへ加工をさせて、それをこちらへ持つてくる、そういう形でやれば、労働力の不足なり、あるいはベースアップの行き過ぎなりというようなものがあつたとすれば、そういうものを押えるということからいえば一つの役割りがある。しかし同時に、それをめちやくちやにやつておれば、今度は逆に、そういう形で資本家はプラスになるかもしれないけれども、その業界に働いておる労働者はたいへんな脅威を受けるということになる。これも、だからどういう政策的意図、政策的展望の中で取り上げられたのか、あるいはそんなものはなくて偶然そういうふうになつたのか、その辺はどちらですか。のみならず、今

後はこういう問題について、加工再輸入品というものはいろいろ考えられると思うのだけれども、どういふお考えを持っておられるか、その二つ。

○上林政府委員 仰せられますように、日本の労働力もだんだんと窮屈になつてまいるのでございませうが、また近隣諸国には比較的低廉な労働力がある、しかもその国との貿易におきましては日本の出超になつて、貿易不均衡の是正をしていく、こういう要請が高いわけでございませう。そういうような観点から、この加工再輸入品の関税の軽減措置につきましても、適当な品目があればこれを前向きに処理していきたいという気持ちでございませう。ただ、おっしゃいましたように、あるいはまた前回の当委員会におきましても附帯決議をいただいておりますが、それを実施するにあつては、国内の中小企業あるいは勤労者に不当な圧迫を加えないように配慮をなさうというところの附帯決議をいただいております。したがって、そういう御趣旨に沿つた品目につきましては、これが出てまいりましたれば前向きにこの関税の軽減措置につけ加えていきたい、こういう気持ちで今回も適当な品目をさがしましたところ、いままお願いをいたしておりますような三品目を掲げると、こういうことになつたわけでございませう。

○竹本委員 要するにこの加工再輸入品というのは、大蔵省のお考えとしてはこれからふえるという見通しでありますか、あるいはふやそうという意図でありますか。

○上林政府委員 いま申し上げましたように、こういう品目の選定につきましては、主として通産省の關係におきます国内産業への配慮その他があるわけでございませう。国内産業に支障のない限りにおきましては、これを前向きにふやしていき、そういうような考え方でございませう。

○竹本委員 最後にひとつ、中共の關係のことを一言伺いたいのですけれども、最初にまずこういうことはどうですかね。イタリヤやオーストラリアやカナダといったような国は、中共に対してケネディラウンドを適用国にしてあるかどうかという事実關係をおわかりですか。

○上林政府委員 いま仰せられました国におきましては、関税率の立て方がわが国と違つておりました、わが国の場合には御存じのように国定税率と協定税率の二本立てになつておりますけれども、いま仰せられました国につきましては一本税率で規定をされておりますので、その結果といたしましては、KRの税率がそういうような国にも均てんするということになつておると承知いたしております。

○竹本委員 ちょっと最後の段がよくわからなかつたが、一本税制だから、こちらへ適用するものも中共品にも適用する、こういうことですね。

○上林政府委員 そういふことでございませう。

○竹本委員 そうすると、日本の場合にも、条約を結んでおるとか結んでないとかいふ、承認国、未承認国という問題がありませうけれども、それらの例にならうことが法的に不可能なものという条件があるのですか。

○上林政府委員 これは関税率体系の問題でございませうので、法的にはそういうような改正をすれば可能でございませう。

ただ、私どももいたしましては、御存じのように国定税率、これはどの国でも原則としては適用するといふ税率を設けてございませう。ただし協定税率、と申しましたも主としてガットの關係でお互いに譲許をした税率でございませう。このガットの場合におきましては、自分の国も関税率を下げるから相手の国にも下げさうというところで、相互に関税率を下げ合ふという交渉の結果生まれたものでございませう。したがって、そういう関税交渉をいたしました国に原則として適用する。なお通商航海条約等によりまして最惠國待遇を与えるのだという約束をいたしました国には、いまの低い協定税率も適用する、こういう立て方にしておるわけでございませう。

もちろん、どういふ制度がよろしいかという問

題はいろいろありかと思ひますけれども、私どもがいま採用いたしておりますこういう関税率の体系と申しますものは、いま申しましたような思想に基づいておるものでございまして、これも一つの方法である、また正しい方法ではなからうか、こういうふうな考へてゐるわけでございます。

○竹本委員 方向としては、カナダの場合もオーストラリアの場合もイタリヤの場合も、やっぱり大体そういう方向であるんじゃないでしょうか。ね、違いますか、方向としては、協定というものは、

○上林政府委員 関税率を一本にして協定税率を下げれば、おのずからほかの国にも適用させるといふやり方、これが私は間違つてゐると思ひませんけれども、私どもはやつております国定税率というものを定めておいて、お互ひに関税率を下げ合つた国、これは義務として下げ合つてゐる国でございます、そういう国にその協定税率を均てんさせるというやり方も、これは私は一つのやり方であり、間違つてゐないと思つております。

ほかの国におきましても、最高税率と最低税率、あるいは二本税率というふうなものを使得、それによつて最惠国待遇なりを与へてゐる国には最低税率を適用する、そういうような国もあるわけでございます、たとえば中共におきましては関税率の制度が、私ども正確な知識といひますか情報には得られないわけでございますけれども、ジェトロ等で調査をいたしました資料によりまして、中共におきましても、最惠国待遇といひますか、協定があるという国と、そうでない国との税率が異なつてゐるというふうな条文もあるといふようなことを承知いたしておるわけでございます、どこのような税率がいつか、こういう問題につきましては、先ほどから申し上げておりますように、私どもがとつております税率といふのも一つの行き方であり、間違つてゐないと思つております。

○竹本委員 じゃ私具体的に申しますと、いまま

で、まあ今度もですが、昭和四十三年度の改正で大豆、鉄鉄、それからずっと今度もやられて、その関税の格差解消のための非常な努力をされるわけですね。非常な努力をされるけれども、それは向こうさんと話し合ひの上で、両方で二本立てにして、そして特別に協定によつて下げていくという形のものか、あるいは大体こちらのほうで、むしろ一方的といひますかあるいは先手を打つてというか、日本側から下げていくというのか、その辺のことを考へてみると、むしろ中共が二本立てであるならばなおさらのことだ、こちらを下げるが前提のほうも下げるという話し合ひをするのがいいんじゃないか。それから、いままで格差解消のためにこれだけの努力といふものは、中共側におけるいかなる努力あるいは政策の動きといふものを前提にして考へておられるのか、それを……。

○上林政府委員 中共と関税交渉をしるというお話ではないかと思ひますけれども、御存じのやうな状態でございまして、関税交渉ができないわけでございます。ただ、この問題につきまして、前回、前々回、いろいろ国会で御議論がございまして、そのときに、ことにKRの進展に伴ひまして、国定税率と協定税率の格差がだんだん広がつていく、それによつて協定税率の適用国でない国に對しての格差がひどくなつてはいけないのではないか、したがつて、そういうものについてもできるだけケネディラウンドの関税一括引き下げが均てんされるようにすべきである、こういうふうな附帯決議もいたされてゐるわけでございます。したがつて、私どももいたしましては、品目によりましては、ケネディラウンドの協定税率をそのまま適用いたしますと、国内産業に影響を及ぼすものもございまして、そういうものを除きましては、原則として、協定税率の適用国でない国につきましてもケネディラウンドの一括引き下げの税率の引き下げを均てんいたしますように、国会におきまして法律案を提出をいたしておるわけでございます、今後ともそういうふうな附帯決

議の御趣旨に沿ひまして、同様に努力を続けたいというふうな考へてゐるわけでございます。

○竹本委員 きょうは時間がもうなくなりましたので、ただ私の気持ちを少し申し上げておいてみると、格差が広がつては困るから今度は少し縮めるように努力しよう、こうおっしゃるのだったら、初めから出し惜しみしないで、大体同じやうな線で行くように考へられないかという点がある。もう一つは、そうやれば日本の中小企業や農業に大きな打撃を与えるではないかというなら、これは中共の場合だけでなく、韓国だって台湾だって香港だって与えるんだから、その辺のことは全部公平でなければおかしいじゃないか。そういうことから、中共の側に必要以上に日本に對する不信感を招くやうなことになるのは非常に残念ではないかと思ひます。そういう意味で私は質問をしたのですけれども、これはもう少し議論をしたい点がありますけれども、時間がありませんので、最後に一つだけ。

三百九十四品目といひますか、いままで三百五十一品目あったと、今度五品目加えたとか、また三十五品目加わつたとかいふのと数字がちよつと合わない気がするが、この三百九十四品目というのは、内容はどのようなことですか。

○上林政府委員 三百九十四品目の中に、中共産品との格差の解消をいたしますものが三百五十三品目あるわけでございます。その差の約四十一品目につきましては、たとえて申しますと、ある品目につきましては、たとえて申しますと、その場合に、その品目と非常な類似しておりまして、しかし税率としては違つてゐる。そういうやうな、いわゆる税関を通關いたしますときに、税関実務上の観点から非常にまぎらわしいやうなものが入つて問題を起すやうな場合があるわけでございます。そういうやうな、税関実務に合わせまして措置を要するといふやうなものが出てまいつておるものがございます。そういうものも含めまして、いま申しました三百九十四品目になる、こういうことでございます。

○竹本委員 ありがとうございました。これで終ります。

○毛利委員長 二見君。

○二見委員 最初に、物品税に關連いたしました、間接税について基本的なことを二、三お尋ねしたいと思ひます。

税調の長期税制についての答申によると、間接税の比重は低下してゐる、こういう指摘があるわけですね。大蔵大臣も間接税の増徴を予算委員会等で示唆しておりますけれども、大蔵省当局としては、直接税と間接税との国税に占める割合はどの程度が適當であると思つてゐるのか、どういふやうにその点は考へていらつしやるのか、まずその点をお尋ねしたいと思ひます。

○細見政府委員 直接税といひ間接税といひましても、それは概念的な名称でありまして、税は具體的にどういふ税負担を納税者に求めるかといふのは、それぞれの税がそれぞれの性格を持つて税負担を求めてゐるわけでありまして、したがつて、そういう直接税とか間接税とかいふ名前前で概括的に締めくくりました概念でそれぞれが何%がいくといふやうなことは、税制として申し上げることではなくて、むしろそれぞれの国民生活に對してそれぞれの税が与へる影響あるいは国民生活に對して税制が占める役割りといふやうなものを総合的に勘案いたしまして、最もその時代に適した税制を選び、その結果が直接税何%あるいは間接税何%といふことになるわけでありまして、しかしそういうことで各税を組み立てたといひましても、やはり直接税のウェイトといふものが経済成長に従ひまして非常に大きくなつてまいりましたので、やはりいづれの国を見ましても、直接税、間接税といふのは、ある程度の割合で税制を構成してゐるというのが現実でございます。そういう点を考へれば、やはり、直接税に片寄つた税制に、放置しておけばなつていくわけでありまして、その辺について、やはり歯どめのような考へを持つてもう少し間接税を考へてみたかどうかといふのが、大臣が申し上げておる真意でございます。

からやむを得ず扇風機を買うという場合、扇風機にも一五%の税金がかかっているわけです。そうすると、消費を通して担税力を見るといふ考え方が、ともすれば、個人にとってみれば、自分の能力以上でもやむを得ず買わされるのだ、そういう事態も起こってくるのじゃないだろうか。そういう点はどうでしょうか。

○細見政府委員　物品税の課税品目を絶えず見直さなければならぬということはお指摘のとおりだと思いますが、私ども、いま果敢となっておる

物品につきましては、けさほど来いろいろ御議論もございましたが、一応はやはり便益品というよりなカテゴリーで課税の対象にしてしかるべきものが課税になっておる、かように考えております。その場合に、それじや税率などで大いに差等を設けるかということになりますと、これはまた、ルームクーラーと扇風機というように比較的はつきりしたようなものもありますが、同じような系統の品物との間にこまかい税率の差等を設けるといふものなかなかむずかしいので、そういう意味で、御承知のことではありますが、製造課税の場合につきましては二〇%ないし一五%というのを基本的な税率にいたしまして、その前後に軽減税率をないし加重税率を設けて一応の物品税体系を構成しておるわけであります。

〇二見委員　それから話は変わりますけれども、長期税制の答申の中に、「消費者の趣味、し好が千差万別であるところの消費財の余地がある」と

とを考へれば、この種消費税の課税対象が少數の特定の物品に限定されるということは、しゃべり品、娯樂用品、便益品等の消費に係る消費者の租税力を反映した適正な負担を求めるといふ観点から、なお検討の余地が残された問題であらう。」
 こういふ指摘があります。物品税は現在のような個別消費のな個別消費税という形がいいのか、あるいは将来の方向としては一般売り上げ税あるいは付加価値税のものに大蔵省としては考へていくのか、あるいは現在の方式をそのまま踏襲していくのか、その点はいかがでしようか。

○細見政府委員 その辺が非常にむずかしい問題でございまして、近く政府の税制調査会におはかりいたしまして、日本の間接税体系というのをどういうふうに構成していけばいいか、基本的な御勉強をお願いし、基本的なことについての指針なり答申なりをいただきたい、かように考えておるわけであります。

○二見委員 もう一度、物品税の国税に占める割合と間接税に占める割合はどの程度でございませうか。

○細見政府委員 税収の中で物品税が占めます割合は五%でございまして、これは最近数年間はほぼ定着して五%になっております。

なお、その税額は、先般申し上げましたように、三千四百四十三億圓くらいの税収になる見込みとして、四十五年度の予算に計上いたしてあります。

○二見委員 たしかけさ四・五%という御答弁だったと思うのですが、四・七%ですか、こまかいことはいずれにいたしても、大蔵大臣は間接税の増徴をこれから考えていくと答弁されていまして、具体的に何を新たに設けるのか、それは大蔵大臣もまだ答弁しておりませんし、検討の段階であるという御答弁があります。自動車税とかトラクタ税とか、そういうものもうわざのぼつておりますけれども、大蔵省としては、新税を設けると同時に、物品税の比重もふやす方向で間接税の増徴は考えていくのですか。それとも物品税の増徴というものは、物品税の割合をふやすということは考えないで、新規の税金でもって間接税の増徴を考えていくとしておられるのか。その点はどうか。

○細見政府委員 その辺を含めまして——基本的な間接税に対する考え方を踏まえてでなければ処置できない問題でありますので、その辺を含めまして税制調査会によくはかりたい、かように考えておるわけであります。

○二見委員 話はちよつと戻りますけれども、先ほど、現在の個別消費税がいろいろか、一般売り上

げ税がいろいろか、付加価値税がいろいろか、それに対して、これは非常にむずかしい問題なのでこれから検討しなければならぬというお話でございましてけれども、主税局長、いままでの深い学識の上からお考えになって——一般売り上げ税はたしかフランスがやっていたやめましたね。ヨーロッパのほうでは付加価値税に現在移行しつつあるという話を聞いておりますけれども、主税局長としては、この三つのうちどの方式が一番望ましいと考へられますか。

○細見政府委員 一般売り上げ税というものにつきましては、御承知のように、それが各段階で課税される結果、企業活動に対して不当な干渉をする。つまり段階が多い取引ほど税に税がかかるという形になる。したがって、いまのヨーロッパ諸国が統一的にとらうとしております付加価値税のほうで、前段階の付加価値税を控除いたします控除方式でありますので、このほうが企業活動に対してより中立であるということで、制度としてはより進んだものであるということではあるわけであります。ただ日本のような国におきまして、そういうかなり歴史的な沿革、つまり一般売り上げ税というものが根づいておりましたので、その改正として出てきた付加価値税でありますし、したがって、日本において付加価値税がいいか、あるいは一般売り上げ税がいいか、風土としてどちらが適しているのかということとはなかなか、総合的に判断しない限りそう簡単に予断できないむずかしい問題であるかと思ひます。

○二見委員 非常に素朴な質問になりますけれども、日本の間接税はいろいろあります。そのうち、その対小売り価格負担率というものを比較しますと、たとえばお酒とダイヤ、酒の場合はたしか五割くらいの税金がついておられますし、ダイヤの場合は一六・七%だったと記憶しておりますけれども、税率が違ふわけですね。むずかしい税金のことをわからない国民から見ると、えらく不満なわけです。われわれは酒となれば嗜好品といふより生活必需品だ。ダイヤなんというものはわ

れわれ庶民には関係ないんだ。関係のないダイヤの税率が安くて酒のほうが高いというのは何とぞであるからという素朴な質問があるわけです。そういう点から考えて、これは一体どういう基準でこういうふうなきておられるのか。お酒の場合は大蔵省としては重要な財源でありますから、政策的な意図もあつて五割近い、あるいは五割何分という、そういう税金を取っているのだらうと思ひますけれども、どういう基準でやっているのか。また先ほど物品税の洗い直しという話もありましたけれども、間接税全体についてもそういう点の再検討はこれからされる意思があるのかどうか、そういう点はいかがでしょうか。

○細見政府委員 日本の間接税の特徴は、まず酒、たばこかというように嗜好品に税収を多く依存しておるというのが一つの特徴でありますし、いま一つは物品税、しかも個別物品税という形で、特定の品目をとらえて物品税負担を課しておるといふふうな、個別物品税制度をとつておる。この二つが日本の間接税制度の特徴であります。ところで、その嗜好品課税のほうは、これは国民の生活水準あるいは国民全体の所得水準というふうなものが上がつてまいります過程で、所得が倍になったから酒を倍飲むというわけではございませんので、むしろ今日間接税のウェイトが国税全体の中で非常に低減してある。物品税のよう

なものは横ばいでありますが、酒は低下いたしてある、というのは、つまりそういう嗜好品課税というものに大きく片寄つた間接税体系というものは、国民生活の新しい実態に即応した税制になりにくいという意味で、これのそういう形で見直しということも一方で必要であらうと思ひます。

また個別物品税につきましては、けさほど来の御議論もございましたように、国民生活が多様化しまして新たに課税するということは、それなりの抵抗があるわけでありまして、税制が必ずしも国民生活の実態に合わない、あるいはさらに端的には、担税力の実態を表示するものに必ずしも物品

税課税がマッチしないというふうな問題が出てくる。そういう意味で、先般の調査会の答申は、課税物品について絶えず見直しして、要すれば新規課税のようなものもちゅうちすべきではないといふことも申しておるわけでありまして、それが言うべくして、実際に新規課税ということになりますとかなかなか抵抗が多くて、たびたび申し上げておりますように、高級品、奢侈品という感触からすれば高級衣料、これが課税されておらないのはまさに物品税体系の中では一つの問題であるのであります。そういふことが現実にはなかなか課税できない。そういうような問題もありまして、これらの点全般的に含めまして、間接税により依存した税制を考へるとすればどういふ間接税を考へたいのかということとは、これは先ほど来申し上げておりますように、かなり根本的な検討を要する、影響するところも非常に大きいむずかしい問題で、この後の調査会におはかりして、何とか大きな方向でも成案を得て、今後の間接税の問題の基本方針にいたしたい、かように考えておるわけであります。

○二見委員 物品税の場合ですと、現在は嗜好品とそれから娯楽用品と便益品ですね。午前中にも議論がありましたけれども、便益品として課税されている中には、生活の向上によりまして生活必需品となつていくものもあるわけですね。私は、おそらく物品税の課税の原則というのは、そういう生活必需品、大衆の必需品というものは課税をしないというのが物品税のたてまえじゃないかと思ひます。またそうなるならわなければこれは国民生活にとってはたいへん問題になりますので、その点は当然大蔵省としても、いままでもそういう方針でしようし、これからそういう方針は続けていたでうと思ひます。

見直しの話もございましたけれども、物品税の見直しというのはきのうきよう議論されたのじやなくて、税調の答申にもありますし、それ以前からこれは絶えず言われてきているわけです。本来ならば、今回の法改正の中に見直ししたもので

もって提出されてもよかつたのじゃないだろう。今回はそういう見直しはされてない。いわば個別的な修正でだけれども、来年、四十六年度のときには、物品税を全部洗い直して物品税法の改正案を出しになるのかどうか。これは税調のほうのいろいろな問題もあるでしょうけれども、大蔵省としては、四十六年度には見直しで新しい物品税法系でもって国会の審議を得ようという決意があらわなんでしょうか、その点はいかがでしょうか。

○細見政府委員 物品税の問題はいろいろな御批判もありますから、今年度の課題として物品税のあり方についていろいろ勉強をしなければならぬ、これは私もそういうふうに考えております。

○二見委員 それから今度の改正の中で、カラーテレビが非課税が五%に上がりましたね。トランジスターテレビのカラーが五%上がって、四十六年度に一〇%、四十七年度には本則に戻って二〇%になる。二十インチ以下のものは五%、一〇%、四十七年度には一五%、こういう改正でございすけれども、物品税と物価との関係ですね。これは経済の教科書を見れば、消費税率が上がるということはそれだけ実質消費支出を減少させる効果がある、だからインフレのときには物品税を上げる、デフレのときには下げるという経済理論もあるわけだけれども、大蔵省の今回のこの税率の引き上げはそういう観点から引き上げに踏み切ったのか、あるいはそういう観点は全然持たずに、国際競争力がつかないからという観点から引き上げをしたのか、その点はどうでしょうか。

○細見政府委員 今回御審議願うものは後者の、製品としての国際競争力もできた、あるいは需要がかなり普及を待たないで、もう担税力もある、そういうところから改正をお願いしているわけでございます。

○二見委員 五%上げるといふことが——これは消費者物価が六・何%ということだからかなりもの

すごい上昇でありますけれども、そういう上昇のときに物品税を上げるということが消費者物価との関係から見て妥当であったのかどうか。物品税を五%上げればその製品も単純に五%アップするわけですね。そういう点の配慮はどうなっておりますか。

○細見政府委員 先ほども申し上げておりますように、これらの製品はおおむね大量生産の段階、あるいは大量消費の段階に入つてきておるわけでありまして、特にトランジスターテレビにつきましては、御承知のように真空管テレビとの競合関係があるわけでありまして、そういうことを考えますと、この税率の引き上げというものが即価格の引き上げにつながると断ずる必要もないのではないかと思います。かりにこれらのものの引き上げがその小売り値段の引き上げというようになるとなりますけれども、これらの物品が消費者物価といえますか、消費者の物価指数の中に占めておる割合といふものは万分の一くらいに非常に軽微のものでございまして、私どもはそういう軽微のものであるからいいということではなくて、むしろそういうものであるから引き上げのようなことは行なわれず、吸収されていくのがしかるべきではないか、かように考えておるわけでありまして。

○二見委員 それからもう一点、物品税の免税点の引き上げの問題がありますね。引き上げたほうがいいのだ、引き上げてもらいたいという業界からの要望もあります。あるいは物価の関係からいつて据え置いたほうがいいんだという議論もあります。大蔵省はこの免税点の引き上げは現在はどういうふうにお考えですか。

○細見政府委員 免税点の引き上げ問題、なかなかむずかしい問題であります。いまお話がありましたように、免税点があるためにそれを越えれば課税になる、したがって、その免税点というのが免税点のある物品についての価格の引き上げを下方に押えておるといふ要素は現実にあるようでありまして、ただしかし、適正な免税点を設けました当時の、いわゆる大衆的に消費されるようなもの

にまで物品税をかけるのはいかかという思想からいたせば、その後の原料あるいは人件費の騰貴を考えると見直すべきだといふのも一理ある御議論でありますし、その辺を含めまして今後検討したいと考えています。

○二見委員 確かに免税点の引き上げにはいろいろな問題があると思ひます。局長の御答弁のように、免税点を上げれば、いままで企業努力で何とか押えていたのが、免税点が上がったおかげでその品物が上がるといふ場合もあります。それは物価の観点から考えれば物価上昇に拍車をかけるということになる。その点からいくと免税点は上げるべきじゃない、こうなるわけですね。逆に免税点を押えておくと、その企業努力の限界に來ている場合には、今度は製品の質を落とさなければならぬ、いままでどおりの品質の製品を売る場合には、今度は企業としては税金を覚悟の上で値段を上げなければならぬ、こういう問題があるわけですね。それで免税点の引き上げをこれから大蔵省で御検討なさる場合には、個別の商品についてそこまで検討して、免税点の引き上げあるいは据え置きを考えていたきたいと思ひます。

○二見委員 一律にやられた場合にはたいへんなことになりますので、その辺の検討だけはどうかしていただきたい。そして、むしろいままではもう免税点を上げたほうが消費者の立場からいってもベターだといふものに関しては上げていただきたいし、企業努力でもってまだまだ押えられたいという商品については押えてもらいたいと思ひます。

それからもう一つ、これに関連いたしますけれども、免税点というのは普通の所得税の課税最低限と考へ方が違つておるわけですね。普通の所得税の場合には課税最低限がありまして、課税最低限を越えた部分にだけ課税されるというのがたてまえになつております。物品税の場合にはそうじゃないです。免税点を越えたものは根っこから課税されるというシステムになつております。おたくのほうとすれば、それは値段できめたのは便宜的なものであつて、品物が違ふのだという解釈でもってそう

いうふうにされているのだと聞いておりますけれども、その辺は所得税みたいなやり方ですね、価格と免税点との差額に課税をするというようにこれは技術的には不可能なんじゃないですか。そういうことは考えられるのかどうか、その点はどうでしょうか。

○細見政府委員 それはやつてやれないということではないと思ひますが、免税点といふことが、基礎的控除に引いた残りに課税するということがなれば、いまの税制を確保するためにはそれに必要税率を盛る、そうすればいまやつております免税点であつて一律に課税すると結果は同じことになるわけでありまして、物品税の一〇%なり五%というのが零細な者にきつ過ぎるという御議論であらうかと思ひますが、むしろそれは税率全体として考えることで、個々の物品に果敢的に税率を考へるといふのは、物品税のようなものになじまないのじゃないか。といひますと、そういうやり方をいたしましてもいたさなくても、結局税率の盛り方ということに尽きるのではないかと思ひます。

○二見委員 農林省にお尋ねしますけれども、三月二十七日に自由化関係協議会が、四十五年十二月末までに自由化決定品目の三分の二の自由化を実施する、こういう閣議決定がされておりますね。たしか四十六年末までに日本は六十品目の自由化を決定しているわけでありまして、そのうちの三分の二ということになると、ことしの十二月末までに四十品目ということになります。その中には農林水産物もかなり含まれておるのじゃないかと思ひますけれども、十二月末までに具体的に農林省としてはどういふものを自由化するのか、その内容を教えていただきたいと思います。

○平林説明員 輸入農林水産物の自由化問題につきましては、一昨年の閣議決定、その後の関係閣僚協議会の決定によりまして、四十六年末までに農林水産物につきましては三十一品目自由化することの方針を決定しております。すでに二月十四日に三品目、それから四月一日に七品目いたしま

して、今後本年度末までは通産、農林等、合わせまして全体で三分の二という事になっております。具体的な品目につきましては、これから関連産業への影響というのを考えて検討してまいりたいと思っております。

○二見委員 平林さんあまり思い切ったことは言えないと思います。あとで省へ帰って大臣からおこられてもたまたまという御配慮もあるかと思ひますけれども、遠慮しないで言っていた方がいいと思ひます。

要するに、あと何品目、農林省としては十二月末までに自由化するのですか。

○平林説明員 現在これから検討してまいるところでございまして、これは通産省等とのかね合ひもございまして、そういう点で検討してまいりたいと思ひております。

○二見委員 時間がありませんからこの点はあまり触れませんが、二月二十八日の日本経済新聞に、アメリカはかんきつ類とトマトの加工品、それから牛や豚肉、この自由化を日本に強く要望している。一日も早く自由化をせよという要望をしているという記事が出ていたわけですが、これも、この点は聞いておりますか。

○平林説明員 これは各種の従来の日米残存輸入制限協議その他の機会を通じて要求があったことは事実でございます。

○二見委員 具体的にいつまでというあればないわけですね。

○平林説明員 ございません。

○二見委員 平林さんにお尋ねするのはあるいはちよつと見当違いかもしれませんが、農産物の自由化というのは日本の農業にとって大問題なわけですね。農林省の農業の基本的動向ですか、これによると、農林省としては農産物の自由化を進めるという方向で農業政策を立てているわけですか。これは三月二十六日出た農業の基本的動向というのをごらんになればよくわかります。そう書いてあります。一方、現在作付転換の問題がありまして、農林省としては果樹だと野菜だと

か飼料とか、これを一生懸命推奨しているわけですね。一方でほかのものをくれ、これは一つの農業の基本的な方向として打ち出されている。と同時に一方ではそういうものの輸入の自由化も今後行なわれるという。こうなりますと、たとえば前はサンキョドですか、あれがきたために日本のレモン農家は大打撃を受けた。いまグレープフルーツでもって日本の甘ナシカンというものが非常に脅威を受けている。今後かんきつ類とかトマトの加工品とか牛や豚肉の輸入が自由化されてくると、どんどん入ってくるということになると、日本の農業にとつてこれは大問題なわけですね。いまはくだものもつくれ、畜産を振興せよ、こういうっている反面、そういうものが輸入された場合には、ぼくはおそらく時間の問題だろうと思ひます。一年や二年では、ならないかもしれないけれども、三年や五年では、ならないものなにかは三年か五年たなければ、ならないのです。やつとこれからくだものがとれるというときにきて、こういうかんきつ類の自由化が漸行された場合の日本の農業の痛手というのは私ははかり知れないものがあると思ひます。そういう点についてどういうふうな長期の見通しに立つて対策を考えているのか、そういう点はどうでしょう。

○平林説明員 非常にむずかしい問題でございまして、基本的には対外競争力を強化するというところでございまして、総合農政の展開、こういう問題もございまして、総合農政の展開に悪影響を及ぼさないように、十分に配慮してまいりたいと思ひております。

○二見委員 平林さんはたしか貿易関係課長さんですね。まさきり管轄違いなわけですね。非常にお答えにくかつたと思ひますけれども、どうか本省にお帰りになりましたら、そういう質問があつて私はいじめられたと、大臣のほうによくお伝え願ひたいと思ひます。

またおありましたらこの問題でお尋ねしますけれども、きょうは時間ありませんので、この

の程度で終わりたいと思ひます。

○毛利委員 小林政子君。

○小林政子 最初に関税定率法の問題からお伺いをいたしたいと思ひます。

今回重油の脱税減税を新設をいたしておりますけれども、最初に石油開発の現状の問題等に関連して、私は石油開発の問題、特に石油の消費見通しの問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

石油の消費量は年々増大をいたしておりますし、四十二年の総合エネルギー調査会が答申いたしました第一次エネルギーの供給見通しによりますと、四十五年度は一億七千二百萬キロリットル、六十年度は四億七千六百二十萬キロリットルに達するというのが予想されております。去る三月に石油供給計画が発表されましたけれども、その資料によりますと、四十五年度の供給量は一億九千二百五十六萬一千キロリットル、そして当初計画、調査会の見通しをはるかに上回つていられるわけでございます。したがつて、六十年の石油供給量四億七千六百二十萬キロリットルというこの見通しも、おそらく大幅に修正をしなければならぬものではないかというふうに考えられますけれども、通産省ではどのような見通しをお持ちになつていらっしゃるのかお伺いをいたしたいと思ひます。

○成田説明員 石油の消費見通しについてでございますが、先生のおっしゃいましたように、現行計画は、昭和六十年度において四億七千六百萬キロリットルでございますが、最近の実勢の伸びは非常に大きいのでございます。そして、おそろく、新しい経済社会発展計画の改正が行なわれますので、これに伴ひましてエネルギー計画も年内には修正する必要があるわけでございます。それで通産省にエネルギー調査会という機関がありまして、そこへはかりまして、年内に新しい経済計画に基づいた、最近の石油の需要の非常に高い実勢を反映した計画をつくり直したいというふうに考えております。われわれの単なる試算によりますと、おそろく六十年度は六億キロリットル以

上になるのではないかとというふうに考えておりますが、正確にはエネルギー調査会の検討を待つてつくりたいと思ひております。

○小林(政)委員 石油の消費量は、いまお話を伺つても非常にこれから大きくなっていく。この増加をする石油というのはおそろく輸入をしていくのだからというふうに考えられますけれども、私もいまの石油の状況等を考えてみますときに、世界の石油生産の六〇％以上がいわゆるエスソとかあるいはモービルとかカルテックスなどといわれている、アメリカを中心とする七大国際石油資本に握られていのが現状でございますし、また日本に輸入されている石油の約七〇％以上といふことがいわれておりますけれども、これもアメリカ石油会社から金を借りたその代償として買つてい、いわゆるひもつき石油であるということを知つております。このような状況のもとで原油の輸入がどんどんこれからふえていく。こういうことになるといふことは、アメリカの石油会社のいわゆる利益というやうなものを相当これからはますます増大させていく、こういうたようなことになるんではないか、このように考えますけれども、通産省としてはこの点についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○成田説明員 確かにいま世界の原油生産量の六割以上は米英のメージャー石油資本によつて生産されておまして、日本の石油の生産量は、新潟県、秋田県で若干昔からやつておりますが、百万キロリットルに足らない非常に少量にとどまつております。

そして、こういう状態でいいのかという問題で、これはさつき言ひましたやうなエネルギー調査会におきまして、いろいろ石油政策の問題として検討しまして、将来日本の国内、これは大陸だなどかなりまた見込みがある様子も出てまいりました。結局は海外の資源開発をやらぬといふかぬのじやないかというので、日本人の手によつて海外の石油開発を大いにやるべきである。現在アラビヤ石油あるいは北スマトラ石油、二つの計

画が成功して、油を日本に持ってきておりますが、あまの形の手による石油開発を進めたい。そして、将来大体石油消費量の三割くらいは日本人の手による、民族資本による石油の開発に持っていきたい、いくべきであるという答申が昭和四十二年におきましてエネルギー調査会から出されておりました。これに基づきまして政府は石油開発公団という、石油の海外開発に対して融資あるいは出資を行なう政府機関をつくって、現在海外石油の開発促進ということに積極的に取り組んでおります。現在海外石油の開発のプロジェクトは大体十五くらいに達しておりますが、まだ基礎調査あるいは探鉱段階でありまして、実際に油が出ておるのはさき言いましたアラビア石油、北スマトラの二つだけでございますが、将来極力消費量の三割は民族資本によって開発した油で充たしたいという政策をとっております。

○小林(政)委員 いま一応、アメリカ石油の支配というふうなものをさけないためといいますが、国産原油の三割程度、これを今後ふやしていきたいと思います。あるいは石油の日本人の手による開発を積極的に今後進めていきたい、こういったようなお話をさせていただきます。このアラビア石油のカフジ原油ですね。これは華国産原油というふうにいわれて扱われておりますけれども、このことは相当日本政府も力をいれようとしているようでございますけれども、これは先般の政府の政策から出ているものというふうに考えられます。通産省は、このカフジの原油については行政指導というのでしようか、プロラタ方式というふうなものを取り入れて、そうしてその配分等については、いろいろと半強制的な方法で国内で売られているというふうにいわれていますけれども、この原油は私のほうでもいろいろと調べてみましたところ、硫黄の含有率というものが二・八%から二・九%含まれているというふうに出ています。輸入をしている石油の中でも非常に硫黄の多い原油だ、こういうことが言えると思えますけれども、私は石油による公害対策、こういったような問題との関連で考えてみますときに、一方ではそういうものをプロラタ方式というふうなものを取り入れながら助成をしていく、そうしてそれによつて一方では公害を助長させる、こういう結果が出てきているわけでございますけれども、私はこの点について大きな矛盾が出てきているのじゃないだろうか、こういうふうな考えておりますが、この点について伺いたいと思います。

○成田説明員 確かに御指摘のように、アラビア石油のカフジ原油は二・九%という、いまの日本に入っている原油の中では最もサルファの多い原油の一つになっております。したがって、公害問題が現在ほど非常に強く叫ばれなかつた昭和三十一年ごろから、プロラタ方式というふうなことで、これは民族資本の手によって日本人が開発した油であるから、政府の要請によつて――要請がなければ外資系の石油会社は引き取れないという事情もありましたので、通産省の要請によつて、各石油会社の処理量に比例していわゆるプロラタ方式で引き取ってもらつてまいつたのであります。そうして十年近く経つてきたわけでございます。最近非常に公害問題が、石油の開発促進という必要は当然強まっておりますが、非常に強い国家的要請になつてまいりまして、高いサルファのカフジ原油を各石油会社にプロラタ方式で強制割り当てする方がいのかどうかという問題、これはわれわれも去年からいろいろ検討してまいりまして、それで再検討しようということになっております。

○小林(政)委員 私はこの低硫黄の原油をできるだけ入れるということは非常に重要な問題だといふふうに思います。特にその中で私は硫黄分の高い原油の輸入というものは当然規制すべきじゃないだろうか。しかし御承知のとおり低硫黄分といわれておりますミナス石油などは、実際は東南アジア地域の原油の輸入量等を統計資料等で見てみましても、きわめてこれは少ないようになつております。私は、石油開発公団が、石油開発という月刊誌に載つておりました資料を見まして、その中で、特に四十三年に輸入された原油約一億五千万トン、これの中で平均して一・七%の硫黄が含まれている。こういう統計の数字がございました。この中に含まれておる硫黄を計算してみますと、トンで計算しますと実に二百六十万トン以上になるわけでございます。これが亜硫酸ガスになつて日本全国にばらまかれていて、こういうのがいまの現状ではないだろうか。こういうふうに考えましていろいろと調べてみましたところ、二百六十万トンという膨大な硫黄が降つていられるわけでございますけれども、わが国の土地の面積は、新全国総合開発計画、この資料によつて見ますと三十七万平方キロ、こういうふうになつておりますから、この膨大な硫黄が日本全国に降り注いでいます。これを全国平均でもつて平均的に計算してみますと、年間一平方キロ当たり七トンの硫黄が機械的に計算すれば降つてくるというふうな、そういうひどい状況になつております。また森林とか原野だとかあるいは水面だとか河川だとか、そういったものは新全国総合開発計画の中では二十七万平方キロというふうな数字で出てお

りますので、これらの地域を一応取り除いて、市街地だとかあるいはまた道路用地だとか農地だとか、こういったものは十平方キロについて計算してみますと、硫黄の散布というものは実際には二十六トンという、これはやはり相当大きな硫黄が一平方キロに降り注いでいる、こういうふうな、まさに公害問題は深刻というふうな状態からもち、もう生命の危険というふうなところまで立ち至つていっているのではないだろうか。特にその中でも大きなウエイトを占めているのがいわゆる重油の中から出てまいります亜硫酸ガスであります。この問題等について、私はやはり抜本的な対策をいま緊急に立てなければならぬんじゃないかといふふうに考えておりますが、これらの問題等について、公害に対して具体的にどのような対処されていこうとしているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○成田説明員 確かに現在、昭和四十三年度の原油の平均サルファ分が一・七%となつております。ただこれが全部重油となつて硫黄がばらまかれていて、このことではなくて、相当な分はアスファルトになつたりその他のものにもなつて、燃料用だけに全部が集中するということはありませんが、まあ相当な硫黄が重油の消費によつて排出されているというところは確かでございます。それで去年の二月に、五年先、十年先の亜硫酸ガス等に関連する環境基準が閣議決定になりました。これをどうやって実施していくかという大きな問題が出てまいつたのであります。それに基づきまして、通産省ではエネルギー調査会で低硫黄化対策部会という部会をつくりまして、各界の専門家、学識経験者が集まつて環境基準達成のための燃料低硫黄化対策について検討を行なつたのでございます。そしてその結果として、ことしの一月に部会の報告書が出て、これを中心にいろいろな施策を今後やることになつております。

○小林(政)委員 それでは、当面は、低硫黄化対策の大部分は、重油を脱硫装置にかけまして、高いサルファの重油から硫黄をとつて、そ

ございます。この許容基準というものは、もちろん強制的なものでございまして、個々の工場はその指定地域に定められた許可基準の範囲内でしかSO₂は排出され得ないというような仕組みになっておるわけでございしますが、現実問題といたしまして、ある地域にありますが電力会社がその発電を行ないます場合に、必ずその排出基準を守らなければならぬ。その場合に、非常に汚染度の高いところでは、排出基準そのものがシビアに定められておりますので、電力会社としては排煙脱硫装置をつけるとか、あるいは低硫黄の重油を使うとか、あるいは極端な場合にはLNGを使うとか、そういう形で燃料の低硫黄化をはかると同時に、幾分S分が含まれておりますものは、これは拡散効果をねらうということで集中煙突をつくりまして、高煙突化するというような、それぞれの対策を法律上強制されたわけでございまして、したがって、そういう公害防除施設に対する費用というものは、すでにそれぞれの企業の固有の負担といたしまして、企業が設備投資でそれをまかなっていくという形になっておりますので、先生御指摘の点は、すでに現在のからくりの中で十分達成されておるのではないかと、かように考えます。

○小林(政)委員 脱硫装置の問題等については、法的な規制といたしまして、そういうものでやられているわけですが、行政指導の面では、望ましいという、そのようなことが前からいわれておりますけれども、必ず設置しなければならぬ。でなければば操作が開始できないというような、そのような基準はできているのかどうか。

○環境政府委員 ただいま私が申し上げました法的な強制力というのは、排出基準を守るといふところとございまして、その排出基準を守ることにつきましていろいろの方法があるわけでございまして、この方法の組み合わせはもちろ各企業の自由にまかされておまして、各企業が持つております技術あるいはその生産量、生産活動の状況、そういったものに合わせまして、各企業が、それぞれ最も合理的な形でその基準を守る体制をつくる

という意味でございまして、その中には排煙脱硫装置もございまして、あるいは高煙突化もございまして、あるいはLNGを輸入してやるとか、いろいろの方法もあるという意味でございまして。

○小林(政)委員 環境基準あるいはまた排出基準等が設置されておりますけれども、それも前にきめられておるものよりも一応また基準を改正してやられたということも承知いたしておりますけれども、しかし私はやはり実際に東京都の公害の状況を見てみましても、数ある煙突から出されておる煙そのものの、一本一本については排出基準を上回っていない。わずかに、上回っているものは何本もない。しかし実際には数多くのところから出ていく煙が、具体的には環境基準等を見てみると、実際にはもう許容量をはるかに上回るといような事態が起こってきているわけですし、それらの点について、私は特に大口消費をいたしている電力あるいはまた鉄鋼とか、そういった大企業に対してはこの脱硫の完全な装置、こういったようなものはむしろ法的に強制をしてもやらせていかなければ、いまの深刻な公害問題というものを防ぐということではできないのじゃないか、このように考えております。予定の時間もうだいたい来ても、もう一つ質問の項目がございまして、若干はしりまうすけれども、私はやはりこの公害の問題等につきましましては、いま申し述べたことを徹底的にこれを法制化し、強制化し、特に大企業に対しては責任をもつてこれをやらしていくというようなことがきわめて必要だと思っております。現在のこのような環境基準あるいはまた排出基準等についてもこれをひとつ——私も党としてもこの問題については重大な関心を持って、そして許容量としてはどこまでが妥当であるかという点も具体的に明らかにして、私ども大きく運動を起こしてまいりますけれども、政府のそのようなきびしい規制を大企業に対して行なうべきだという点を強調いたしたいと思っております。

それから一つだけ、これはちょっといまの問題に関連してお伺いいたしますけれども、私は、最

後に国内のエネルギー源という問題についても、石油と石炭の利用というものを——いままあ石炭は斜陽産業、そしてすべて石油化の方向というものが強まっておりますけれども、石炭の利用というものを一そもっと拡大していく。そして特に火力発電等に対しては石炭の消費、こういったものをとつとふやしていくという、そういうことが非常に重要だというふうに考えます。特に日本の産業のもとであるエネルギー源、この石炭産業を復興し、それと同時にある程度いまの深刻な公害問題等も規制していくことにも貢献をすることができるといふふうに考えます。従属的なエネルギー政策というふうなものはこの際根本的に改めていく必要があるのではないかと、このことを強く要望いたしまして、この問題についての質問を終わって、次に物品税の問題について簡潔に一、二お伺いをいたしたいと思っております。

開税の問題については、脱硫問題ではなくて、実はどうしてもお聞きをしたい問題が何点ございしますが、きょうは何か委員会の理事会のほうからいろいろな御都合があつて、予定の時間よりもできるだけ短くしてもらえないか、こういうようなお申し入れがございまして、やむを得ない御事情でもあるので、私のほうでも御協力しなければならぬということで、何点が残っておりますけれども、できればこの問題については私どうしてか質問いたしたいので、後日にそういう発言の機会を与えていただくということを御了承願つて、物品税に一、二入りたいというふうに思いますけれども、いかがでしようか。——それではまずまず時間がなくなりましたので、ごく簡潔に物品税の問題をお伺いします。

この物品税の問題等については、すでに各委員からも質問ございまして、でダブルなようにしたいと思っておりますけれども、若干ダブルのところが出てくるかもしれないし、また物品税の定義の問題等についても、きょう午前中相当詳しくやられておりましたので、そういう点を省いて一、二質問をいたしたいと思っております。

カラーテレビなどはいままで非課税措置をとつておりましたけれども、今回これに対して物品税をかけていく、こういうことでございすけれども、大衆課税、いわゆる生活必需品、こういったものには物品税をかけるべきではない、こういうことを前提にして質問をいたしたいと思っております。特にカラーテレビは、すでに一定程度普及しておりますので、国民の生活必需品というふうに現在なつております。日本放送協会の第三次長期経営構想の後期見通しの資料によりますと、カラーの契約数は四十三年度末で百六十九万件、四十四年度末で三百五十六万件であつたものが、四十五年度のこれにさらに増加というものは二百四十万件ふえるであろう。そして四十七年には千二百万件に普及するのではないかと、こういったような計画がすでに発表されているのを見ましても、このカラーテレビなどが相当広範な層に普及すると同時に、生活必需品になつてきているといふふうに考えます。このようない般家庭に普及しているあるいは日常生活の中での必需品になつてきている、こういったようなものに対して物品税をかけるというところは、これは大衆課税になるんじゃないか、そういう性格を非常に持つものじゃないか。本来、こういったものは避けるべきが当然じゃないかというふうに考えますけれども、この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○細見政府委員 私どもとだいたい見解が違ひまして、私は、カラーテレビは日本でもまだ非常にだれもが持たがたつておる段階のものであるかと思

います。

○小林(政)委員 カラーの場合は黒白よりも若干普及度は落ちてはおりますけれども、しかし今回の場合は、大型の白黒テレビも同じようなことが言われるわけでございまして、明らかに大衆課税というふうに考えられるのではないかと、このように思いますが、いかがでしよう。

○細見政府委員 私どもは、残念ながらそのようには思えないわけでございす。

○小林(政)委員 なぜでしようか。

二五

○細見政府委員 私なども現にカラーテレビは持っておりませんし、大半の方はやはりカラーテレビを買いたいと思っておられるのじゃないかと私は思います。それから、普及台数が多くなつておるとかあるいは人数が多いということでは判断するということとは、物品税の場合は必ずしも当てはまらないのでありまして、もしそういう議論をいたしますとすれば、所得税はすでに二千万の納税者がありますので、先生の言をもつてすれば一番の大宗課税ということにもなるわけでございまして、その辺はあつたからやはり物品税には物品税の理屈があつてしかるべきではないかと考えております。

○小林(政)委員 テレビなども、今回——物品税の考え方の点についてもきょうの質疑の中でも明らかにされておりますけれども、いわゆる戦前の奢侈的な性格のものというよりなことも、むしろ、税制調査会等でもいわれている個人の担税力というよりなものの、個人消費の担税力というよりなものが基準になるのだというふうなことがいわれておりますけれども、今回、物品税をかけるということは、この担税力がきつめて高いという点からかけていくのだらうというふうに考えられますが、いかがでしょうか。

○細見政府委員 今回の改正は、基本的にほかの物品とのバランスで、トランジスタテレビその他につきまして基本税率がきまつておつたわけでございまして、それらのものがまだ普及開拓の段階であつてコスト的にもいろいろ問題があり、また十分に普及しておらない、あるいは輸出国際商品としての発達がいまだというような点を考えまして暫定的に軽減しておつたものでございまして、その企業の競争力、商品としての需要が十分開拓された段階で順次本来の税率に戻していくというものでありまして、そのような、新たに課税するといふような問題にはならないわけでありまして、

○小林(政)委員 それでは、物品税の性格等については一応さつき私定義のようなものを申し上げ

たわけですけれども、テレビ、特にカラーテレビ、こういうようなものも物品税の対象になつてゐるわけですね。物品税というものは、個人の消費に対するその担税能力というものが高まつたというよりなことが一つの基準になるということがいわれておりますけれども、先ほど局長も言われたとおり、確かにいまカラーテレビが相当普及をいたしておりますけれども、一般の人たちがこれを購入する場合というのは、月賦であるとかあるいは生活費を計画的に切り詰めるとか、あるいは何らかの形で生活に無理をして買つてゐるというものが現状でございまして、私はこのような中で行なわれてゐるこの普及問題を考えますときに、このような大衆的な課税に対しては、これを行なうべきではないという点を強く主張をいたしておきます。

それから、特に物品税の性格等から考えまして、電子計算機などは事務用機具だというよりなこと、日常生活用品としての性格を持たないとして物品税がかけられていないということも、したがつてこの物品税の性格というものが大衆課税的な性格を持つてゐるということが、このことによつても一つ明らかにされてゐるのじゃないか、このように考えますが、いかがでしょうか。

○細見政府委員 物品税は、けさほど議論がございまして、個人消費、しかもその消費が便益であり、あるいは奢侈的でありあるいは趣味、嗜好にわたつておるといふような消費をとらえまして課税の対象にいたしておるわけでありまして、趣味、嗜好とかあるいは価値判断の入りない全くの事業用のものであるとか、あるいは事務用、産業用の機具というようなのについては別の観点で物品税がかけられておらない。むしろ、物品税は個人のそうした特殊な消費を中心と構成されておるといふことが大衆課税であるとおつしやるのなら、それは大衆課税かもしれませんが、それは個人の消費が問題であつて、生活の向上とともに消費数量が非常にふえてきて、あるいは消費人口がふえてきておるといふことであつ

て、一面からいへばこうした物品税のかかるような品物が多数消費されてきたといふのは、国民生活の全体のレベルが上がつたといふことにもなるうかと思ひます。

○小林(政)委員 時間がないので、議論をしているとします時間がないので次に進みたいと思ひます。

先ほどお話が出ておりましたが、物品税と物価の関係でございまして、物品税を課していくといふことになれば、したがつてこれが物価との関連において物価そのものを押し上げていく役割りを果たすといふふうに考えられますが、この点について先ほど御答弁もありましたけれども、もう一度お聞きしておきたいと思ひます。

○細見政府委員 理屈から申せば、物品税は税であり、物価は製造価格に利潤が加つたものでありまして、別のものであるのが理屈であります。

ただしかし、物価の騰勢が強いような状態におきましては、物品税あるいはそのほかの売り上げ税が課せられたことを契機にしまして物価水準が上がるといふような事例が西欧諸国にも見られたことは事実でございまして、物品税はあくまでも税でございまして、そこは物価とはけじめをつけるべきものではないか、かように理屈としては考えます。実際問題としては、いろいろな批評があることも承知いたしております。

○小林(政)委員 今回テレビ等に適用されますけれども、それによつていわゆる価格が上がるといふようなことはありませんか。

○細見政府委員 テレビの場合、トランジスタテレビでございまして、トランジスタテレビは確かに真空管テレビに比べて早く像が映るとか、いろいろ利点がございまして、しかし基本的には真空管テレビとの間に競争関係があるわけでありまして、私どもはこの程度の物品税引き上げ額が即値上げに転嫁されるというようなことは万ないものと考えております。

○小林(政)委員 いま物品税、特にテレビをあげてのお話でございしますが、物品税がかけら

れることによつてその価格あるいはまた物価に対する影響はないものといふような答弁でございしても、私どもは明らかに物価を引き上げていく、押し上げていく原因になるというふうに考えております。これについても御承知のとおり、物価引き上げの主要な問題の一つに大企業のこのような生産、特に大量生産をされるものについて、これが大量生産によつて当然コストが下がることは明らかでございまして、しかし実際には協定価格等を取り結んで価格を下げていない。こういうふうなことが具体的に物価を引き上げていく一つの主要な大きな原因といふことがいわれております。このようないかな点から考えまして、このように物品税を課すといふことは一般の物価そのものを引き上げていくことになるのだらうというふうに考えます。

それでは次に、物品税の収入は四十五年度三千四百四十三億という巨額な額を見込んでおります。これは昨年度の予算に比して一七%もふえてゐるわけにございまして、特に物品税の間接税の中に占める割合は昭和三十年から五・九%、三十五年一〇%、四十年一〇・三%、四十三年一・四%と、ずっと一貫してふえ続けて、間接税全体を重くする一つの要因にもなつてきておりますけれども、特に四十五年度の四十四年度に対する間接税全体の増加率も一〇・九%で、物品税の間接税の増収に占める比重というものが非常に大きくなつてゐるということが言えるというふうに考えます。このことは、直接税の増加等とも関連連して、大衆課税であるところの間接税の増加というものを明らかに示してゐるというふうに言えると思ひます。

私はここで、この間接税の問題について一点だけ何つて私の質問を終わりたいといふふうに考えますけれども、御承知のとおり、この間接税は小売りの価格とかあるいはまた料金等の中に当然含まれるものでございまして、したがつて、生活保護世帯だとかあるいはボーダーライン層だとか、あるいはまた低所得階層全体に非常に税負担

を強く負わせるものでございます。しかも、所得の低い者ほど間接税の負担割合というものは高く、一般に間接税は逆進的な性格を持つていて、このようにいわれておりますけれども、このことは租税の民主的な原則である応能負担という立場から考えてこれに反するのじゃないだろうか、私はこういうふうに考えますけれども、お伺いをいたしたいと思います。

○細見政府委員 けさほど来申し上げておりましたように、所得税ないしは法人税によりまする直接税の税収全体の中に占めます割合が非常にふえてまいっております。ということは、即所得能力に応じて払っていただいております税収が、わが国の税収の中のだんだん基本的な地位を占めてきておる。その意味で、日本の税制において間接税が大きくなつて、それがおつしやるような逆進的な効果を果たしてあるということではなくて、税制全体として見ますと、所得に応じた、負担能力に応じた課税である直接税の地位が非常に大きくなり、むしろ大きくなり過ぎて、重税感とか負担感とかいう問題がいつまでも残るといふ心配をいたしておるようなわけでございます。

それから、先ほど物品税が間接税の中にだんだん位置を大きく占めてくるようになったとおっしゃいましたことがまさに物品税が大量課税でないわけでありまして、所得水準が高くなつてみんなが豊かになつたときにふえてくる税というのが物品税である。その意味で、これがもし大量課税でありましたならば、所得水準が高くなつてくればくるほどウェイトが下がらなければならぬ。その意味で私はいま申し上げたことが、日本の税制は民主的な税制であるうとかたく信じておるわけでございます。

○小林(政)委員 ただいま、物品税が年々ふえてきている、しかも間接税の増徴傾向というものも明らかになつてきている。しかもまた先般来税制調査会の答申等あるいはまた大臣の委員会における発言等を見ますと、先ほどの質問にもございましたとおり、今後何らかの形で一そう間接税への

比重を強めていく方向を考えているというように、ことがいわれておりますけれども、私は、このような動きというものは、先ほど問題にもなりましてけれども、付加価値税を新設していく方向を示しているのではないだろうか。このことは私だけではございませんで、一般の中小企業の方々の中でも、この問題に対する不安というものは非常に強まっているのが現状でございます。特に、聞くところによりますと、この付加価値税というものは、1%税率をかけるだけで一兆数千億というような非常に大きな税を確保できるというふうなことがいわれておりますけれども、このことに対して町の業者の人たちの不安というものは非常に強く、この問題について反応を示しております。私どもはこういう中で、生活必需品に新たな物品税をかけることに反対すると同時に、もっと生活必需品に対しては、すでにかかつている物品税も大幅にむしろ減税すべきではないか、このように考えております。そしてまた、外国から入つております高級乗用自動車など、こういった高級消費財にかかる物品税の税率を引き上げるべきではないだろうか、このように私どもは考えておりますが、これらの問題等については、時間がありませんで意見を述べまして、そうして強くこの方向を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○毛利委員長 次回は、来たる七日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十六分散会

昭和四十五年四月十四日印刷

昭和四十五年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局